

(事務所)

第七条の四 協会は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所（以下「支部」という。）を各都道府県に設置する。

2 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(資本金)

第七条の五 協会の資本金は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三条号。以下「改正法」という。）附則第十八条第三項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。（定款）

第七条の六 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 運営委員会に関する事項

六 評議会に関する事項

七 保健事業に関する事項

八 福祉事業に関する事項

九 資産の管理その他財務に関する事項

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

十一 厚生労働省令で定める事項に係るもの（登記）

十二 厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るもの）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十三 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

十四 協会は、定款の変更について第二項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

十五 協会は、政令で定めるところにより登記しなければならない。

十六 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。（名称）

十七 協会でない者は、全国健康保険協会という名称を用いてはならない。（役員）

第十七条の九 協会に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務)

第七条の十 理事長は、協会を代表し、その業務を執行する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第七条の十一 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、協会の業務を執行することができる。

2 監事は、協会の業務の執行及び財務の状況を監査する。（役員の任命）

第七条の十二 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。

三 理事は、厚生労働大臣は、前項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、第七条の十八第一項に規定する運営委員会の意見を聽かなければならぬ。

四 監事は、監事は、協会の業務の執行及び財務の状況を監査する。（役員の選任）

第五条の十七 理事長は、理事又は職員のうちから、協会の業務の一部に関し一切の裁判上又は訴訟外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。（代理人の選任）

第六条の十八 理事長は、被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。以下この節において同じ。及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。

第七条の十九 運営委員会の委員は、九人以内とし、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

第八条の二十 事業主（被保険者）は、被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。

第九条の二十一 運営委員会の委員について準用する。

第十条の二十二 協会は、業務を執行するために必要な事項で厚生労働省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

十一 理事長は、運営規則を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

十二 職員は、再任されることができる。（運営規則）

第十二条の二十三 協会の職員は、理事長が任命する。

第十三条の二十四 協会の職員は、公務員たる性質

第十四条の二十五 協会の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。（企業会計原則）

第十五条の二十六 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。（事業年度）

第十六条の二十七 協会の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。（事業計画等の認可）

第十七条の二十八 協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（財務諸表等）

第十八条の二十九 協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(委員の地位)

第七条の二十 運営委員会の委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、評議会の意見を聞くものとする。

2 評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所（第三十四条第一項に規定する一の適用事業所を含む。以下同じ。）の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長（以下「支部長」という。）が委嘱する。

(評議会)

第七条の二十一 協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聞くものとする。

2 評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所（第三十四条第一項に規定する一の適用事業所を含む。以下同じ。）の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長（以下「支部長」という。）が委嘱する。

(評議会)

第七条の二十二 協会は、業務を執行するために必要な事項で厚生労働省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

二 理事長は、運営規則を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

三 職員は、再任されることができる。（運営規則）

四 理事長及び職員について準用する。

五 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

六 その他の協会の組織及び業務に関する重要な事項として厚生労働省令で定めるもの

七 前項に規定する事項のほか、運営委員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

八 前二項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

九 第七条の二十九

は、各適用事業所について得なければならぬい。

第十三条 第三十一条第一項の規定による認可の申請と同時に健康保険組合の設立の認可の申請を行う場合には、前二条中「適用事業所」であるのは「適用事業所となるべき事業所」とある、「被保険者」とあるのは「被保険者となるべき者」とする。

第十四条 厚生労働大臣は、一又は二以上の適用事業所（第三十一条第一項の規定によるものと除く。）について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主に対し、健康保険組合の設立を命ぜることができる。

前項の規定により健康保険組合の設立を命ぜられた事業主は、規約を作り、その設立について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（成立の時期）

第十五条 健康保険組合は、設立の認可を受けた時に成立する。

前項の規定により健康保険組合の設立を命ぜられた事業主は、規約を作り、その設立について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（規約）

第十六条 健康保険組合は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一、名称

二、事務所の所在地

三、健康保険組合の設立に係る適用事業所の名稱及び所在地

四、組合会に関する事項

五、役員に関する事項

六、組合員に関する事項

七、保険料に関する事項

八、準備金その他の財産の管理に関する事項

九、公告に関する事項

十、前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

前項の規約の変更（厚生労働省令で定める事項に係るもの除外。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

健康保険組合は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

（組合員）

第十七条 健康保険組合が設立された適用事業所（以下「設立事業所」という。）の事業主及びその設立事業所に使用される被保険者は、当該健康保険組合の組合員とする。

れなくなつたときであつても、任意継続被保険者であるときは、なお当該健康保険組合の組合員とする。

（組合会）

第十八条 健康保険組合に、組合会を置く。

組合会は、組合会議員をもつて組織する。

組合会議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において設立事業所の事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、被保険者である組合員において互選する。

は、設立事業所の事業主において設立事業所の事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、被保険者である組合員において互選する。

（組合会の議決事項）

第十九条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一、規約の変更

（組合会の議決事項）

第二十条 組合会は、健康保険組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。

組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。

（役員）

第二十一条 健康保険組合に、役員として理事及び監事を置く。

理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。

理事会のうち一人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、理事事が選舉する。

監事は、組合会において、設立事業所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ一人を選舉する。

監事は、理事事又は健康保険組合の職員と兼ねることができない。

（役員の職務）

第二十二条 理事長は、健康保険組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるときは、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の

事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（設立事業所の増減）

第二十三条 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

合併によって健康保険組合を設立するには、各健康保険組合がそれぞれ組合会において役員又は組合会議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。

合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

（合併）

第二十二条の二 第七条の三十七第一項の規定は、健康保険組合の役員及び職員について準用する。

第二十二条の二 第七条の三十七第一項の規定は、健康保険組合の役員及び職員について準用する。（合併）

第二十四条 健康保険組合は、分割しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

健康保険組合の分割は、設立事業所の一部について行うことはできない。

分割を行う場合においては、分割により設立された健康保険組合の組合員となるべき被保険者又は分割後存続する健康保険組合の組合員である被保険者の数が、第十一条第一項（健康保険組合を共同して設立している場合においては、同条第二項）の政令で定める数以上でなければならぬ。

（分割）

第二十五条 健康保険組合がその設立事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、その認可を受けなければならない。

前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（設立事業所の増減）

第二十六条 健康保険組合は、次に掲げる理由により解散する。

一、組合会議員の定数の四分の三以上の多数による組合会の議決

二、健康保険組合の事業の継続の不能

三、第二十九条第二項の規定による解散の命令

（解散）

第二十七条 健康保険組合は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

健康保険組合が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に対し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

（解散）

第二十八条 協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

（権利義務の承継）

第二十九条 分割により設立された健康保険組合は、分割後存続する。

（分割）

第三十条 健康保険組合の権利義務の一部を承継する。

（権利義務の承継）

第三十一条 健康保険組合の権利義務の一部を承継する。

（権利義務の承継）

第三十二条 健康保険組合の権利義務の一部を承継する。

（権利義務の承継）

第三十三条 健康保険組合の権利義務の一部を承継する。

（権利義務の承継）

第三十四条 健康保険組合の権利義務の一部を承継する。

（権利義務の承継）

第三十五条 健康保険組合の権利義務の一部を承継する。

（権利義務の承継）

り、その他設立に必要な行為をしなければならない。

（設立）

(指定健康保険組合による健全化計画の作成)
第二十八条 健康保険事業の収支が均衡しない健康保険組合であつて、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたものの(以下この条及び次条において「指定健康保険組合」という。)は、政令で定めるところに限り、その財政の健全化に関する計画(以下この条において「健全化計画」という。)を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

これに変更しようとするときも、同様とする。
前項の承認を受けた指定健康保険組合は、当該承認に係る健全化計画に従い、その事業を行わなければならない。

厚生労働大臣は、第一項の承認を受けた指定健康保険組合の事業及び財産の状況により、その健全化計画を変更する必要があると認めたときは、当該指定健康保険組合に対し、期限を定めて、当該健全化計画の変更を求めることができる。

(報告の微収等)

第二十九条 第七条の三十八及び第七条の三十九の規定は、健康保険組合について準用する。この場合において、同条第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは、「厚生労働大臣は、第二十九条第一項において準用する前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において」と、「定款」とあるのは、「規約」と読み替えるものとする。

健康保険組合が前項において準用する第七条の三十九第一項の規定による命令に違反したときは、又は前条第二項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第三項の求めに応じない指定健康保険組合その他の政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該健康保険組合の解散を命ずることができる。(政令への委任)

第三十条 この節に規定するものほか、健康保険組合の管理、財産の保管その他健康保険組合に係る必要な事項は、政令で定める。

第一章 資格

(適用事業所)

第三十一条 適用事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

		標準報酬月額及び標準賞与額											
		(標準報酬月額)											
		第四十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によつて定める。											
3	2	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額
第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一
六級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	○級	級	級	級	級	級	級
○○円	二〇〇、○	一九〇、○	一八〇、○	一七〇、○	一六〇、○	一四五、○	一四〇、○	一三〇、○	一二〇、○	一一〇、○	一〇〇、○	九〇、○	八〇、○
二一〇、○	一九五、○	一八五、○	一七五、○	一六五、○	一五六、○	一四五、○	一四五、○	一三八、○	一三〇、○	一二七、○	一二〇、○	一一七、○	一一〇、○
二二〇、○	一九五、○	一八五、○	一七五、○	一六五、○	一五六、○	一四五、○	一四五、○	一三八、○	一三〇、○	一二七、○	一二〇、○	一一七、○	一一〇、○

2	前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(被保険者となるべき者に限る。)の二分の一以上に同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。
3	前項の承認を受けた指定健康保険組合は、当該承認に係る健全化計画に従い、その事業を行わなければならない。
2	厚生労働大臣は、第一項の承認を受けた指定健康保険組合の事業及び財産の状況により、その健全化計画を変更する必要があると認めたときは、当該指定健康保険組合に対し、期限を定めて、当該健全化計画の変更を求めることができる。
3	厚生労働大臣は、第一項の承認を受けた指定健康保険組合を変更しようとするときも、同様とする。
	前項の承認を受けた指定健康保険組合は、当該承認に係る健全化計画に従い、その事業を行わなければならない。

2	前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(被保険者である者に限る。)の四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。
2	前項の承認を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(被保険者である者に限る。)の四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

		標準報酬月額											
		(標準報酬月額)											
		第四十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によつて定める。											
3	2	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額
第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一
六級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	○級	級	級	級	級	級	級
○○円	二〇〇、○	一九〇、○	一八〇、○	一七〇、○	一六〇、○	一四五、○	一四〇、○	一三〇、○	一二七、○	一二〇、○	一一七、○	一一〇、○	一〇〇、○
二一〇、○	一九五、○	一八五、○	一七五、○	一六五、○	一五六、○	一四五、○	一四五、○	一三八、○	一三〇、○	一二七、○	一二〇、○	一一七、○	一一〇、○
二二〇、○	一九五、○	一八五、○	一七五、○	一六五、○	一五六、○	一四五、○	一四五、○	一三八、○	一三〇、○	一二七、○	一二〇、○	一一七、○	一一〇、○

○級 第五	九級 第四	八級 第四	七級 第四	六級 第四	五級 第四	四級 第四	三級 第四	二級 第四	一級 第四	○級 第四
○円 一、 三 九	○円 一、 三 三	○円 一、 二 七	○円 一、 二 ○	○円 一、 一 ○	○円 一、 一 九	○円 一、 ○	○円 一、 一 未滿	○円 一、 ○	○円 一、 ○	○円 八八〇、 ○
○円未滿	以上一、 三五五、 ○○○円	一、 二九五、 ○○○円	一、 二三五、 ○○○円	一、 二三五、 ○○○円	一、 一七五、 ○○○円	一、 一五、 ○○○円	一、 ○五五、 ○○○円	一、 ○五五、 ○○○円	一、 ○五五、 ○○○円	八三〇、 ○
以上	一、 三五五、 ○○○円	一、 三五五、 ○○○円	一、 二九五、 ○○○円	一、 二三五、 ○○○円	一、 一七五、 ○○○円	一、 一五、 ○○○円	一、 ○五五、 ○○○円	一、 ○五五、 ○○○円	一、 ○五五、 ○○○円	八一〇、 ○○○○円以上

(その事業所で継続して使用された期間に限る
ものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数
が十七日(厚生労働省令で定める者にあつては、十一日)第四十三条第一項、第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項において同じ。)未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

も、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

前項の規定によつて改定された標準報酬月額

前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。

は、その年の八月（七月から十二月までのいづれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

(被保険者の資格を取得した際の決定)

した者があるときは、次に掲げる額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

一月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合は、被保険者の資格をもつて得

三 前二号の規定によつて算定することが困難とした月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

も、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日目以上でなければならぬ。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額との基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、翌年八月までの各月の標準報酬月額とする。

(育児休業等を終了した際の改定)

第四十三条の二 保険者等は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条规定の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業(以下「育児休業等」という。)を終了した被保險者が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申し出をしたときは、第41条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間(育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で逃亡した場合は、前月の翌日から起算する)の標準報酬月額を改定する。

であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

も、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日目以上でなければならぬ。)に受けた報酬の総額額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高めを生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月(七月から十二月までのいづれかの月から改定されたものについては、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

(育児休業等を終了した際の改定)

第四十三条の二 保険者等は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第十一号に規定する育児休業、同法第二十三条第一項の育児休業に関する制度に準する措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業(以下「育児休業等」という。)を終了した被保險者が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申し出をしたときは、第41条の規定にかかるわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間(育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額

四 前三号のうち二以上に該当する報酬を受け
る場合には、それぞれについて、前三号の規
定によって算定した額の合算額

も、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日目以上でなければならぬ。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

(育児休業等を終了した際の改定)

第四十三条の二 保険者等は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する児童扶養手当に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業(以下「育児休業等」という。)を終了した被保險者が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申し出をしたときは、第四十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間(育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保險者

も、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日目以上でなければならぬ。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高めた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年八月)までの各月の標準報酬月額とする。

(育児休業等を終了した際の改定)

第四十三条の二 保険者等は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第一項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業(以下「育児休業等」という。)を終了した被保險者が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、第十四条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間(育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保險者は、この限りでない。

(改定) のハ月)までの各月の標準報酬月額とする。

も、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。)に受けた報酬の総額額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。(育児休業等を終了した際の改定)

第四十一条 保険者等は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間

第四十一条 保険者等は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間（各月と

標準報酬月額とする。

(産前産後休業を終了した際の改定)

は、各事業所について、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第一項若しくは前条第一項又は第一項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

2 保険者が健康保険組合である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲

代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第五十一条 保険者等は、第四十九条の規定による届出があつた場合において、その旨の届出に係る事実がないと認めたときは、その届出を

2 した事業主に通知しなければならない。
前条第二項から第五項までの規定は、前項の
通知について準用する。

第五十一条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第三十九条第一項の規定による

2 確認を請求することができる。

場合において、その請求に係る事実がないと認めるとときは、その請求を却下しなければならぬ。

(情報の提供等)
第五十一条の二 厚生労働大臣は、協会に対し、

厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他の必要な事項を規定する。

の他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第五十一条の三 被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にある

ときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に対し、当該状況にあらび保険者告げ、はつらつ支拂うるを各二種う

る被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で

定めるものをいう。以下この条において同じ。)による提供を求めることができる。この場合に於て、当該保険者は、厚生労働省令で定める

において、当該保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた被保険者に対してもは当該書面を交付

するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた被保険者に対しては当該事項を電磁

2 的方法により提供するものとする。
前項の規定により同項の書面の交付を受け、
若しくは電磁的方法により同項の厚生労働省令

者しくは冒頭の方況に、同一の風を災害金等で定める事項の提供を受けた被保険者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働

省令で定める方法により表示したものを持続することにより、第六十三条第三項（第百十一条第七項において準用する場合を含む。）、第八十五

条第一項、第八十五条の二第一項、第八十六条第一項又は第八十八条第三項（第一百一一条第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

第四章 保険給付

第一節 通則

（保険給付の種類）

第五十二条 被保險者に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。

一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院

二 傷病手当金の支給

三 埋葬料の支給

四 出産育児一時金の支給

五 出産手当金の支給

六 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族

七 家族埋葬料の支給

八 家族出産育児一時金の支給

九 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

（健康保険組合の付加給付）

第五十三条 保険者が健康保険組合である場合においては、前条各号に掲げる給付に併せて、規約で定めるところにより、保険給付としてその他給付を行うことができる。

（法人の役員である被保險者又はその被扶養者に係る保険給付の特例）

第五十三条の二 被保險者又はその被扶養者が人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であるときは、当該被保險者はその被扶養者のその法人の役員としての業務（被保險者の数が五人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であつて厚生労働省令で定めるものを除く。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。
（日雇特例被保險者に係る保険給付との調整）

第五十四条 被保險者に係る家族療養費（第一百十条第七項において準用する第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む。）、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家

族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、次章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、他の法令による保険給付との調整を行わない。

第五十五条 被保險者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、疗養費、傷病手当金及び出産手当金の支給は、前項の規定にかかわらず、毎月一定の期日にを行うことができる。

二 傷病手当金及び出産手当金の支給は、前項の規定にかかるわらず、毎月一定の期日にを行うことができる。

（損害賠償請求権）

第五十七条 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保險者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保險者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。（不正利得の徴収等）

（文書の提出等）

第五十九条 保険者は、保険給付に関する必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合に

は、当該被扶養者を含む。第一百二十一項において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

（診療録の提示等）

第六十条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

（被保險者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。）

（保険給付の方法）

第五十六条 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により國又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

（被保險者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により國又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。）

（租税その他の公課の禁止）

第六十二条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課すること

時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給は、その都度、行わなければならぬ。第一百条第二項（第一百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による埋葬金の支給を受けたときは、その限度において、他の法令による保険給付との調整を行わない。

第五十五条 被保險者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、疗養費、傷病手当金及び出産手当金の支給は、前項の規定にかかわらず、毎月一定の期日にを行うことができる。

二 傷病手当金及び出産手当金の支給は、前項の規定にかかるわらず、毎月一定の期日にを行うことができる。

（損害賠償請求権）

第五十七条 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保險者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保險者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。（不正利得の徴収等）

（文書の提出等）

第五十九条 保険者は、保険給付に関する必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合に

は、当該被扶養者を含む。第一百二十一項において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

（診療録の提示等）

第六十条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医

師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを

使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支

給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿

書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員

に質問させることができる。

（被保險者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により國又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。）

（被保險者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により國又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。）

（租税その他の公課の禁止）

第六十二条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課すること

請に係る指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める将来の病床数の必要量を勘案して厚生労働大臣が定めることにより算定した数を超えることになると認める場合(その数を既に超えている場合を含む)であつて、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。

四 その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から、当該病院又は診療所の病床の利用に關し、保険医療機関として著しく不適当なところがあると認められるとき。

(保険医療機関の指定の変更)

第六十六条 前条第二項の病院又は診療所の開設者は、第六十三条第三項第一号の指定に係る病床数の増加又は病床の種別の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所に係る同号の指定の変更を申請しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の指定の変更の申請について準用する。

(地方社会保険医療協議会への諮問)

第六十七条 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三条第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定(指定の変更を含む)を行おうとするとき、又は保険薬局に係る同号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

(保険医療機関又は保険薬局の指定の更新)

第六十八条 第六十三条第三項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。

2 保険医療機関(第六十五条第二項の病院及び診療所を除く)又は保険薬局であつて厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、同条第一項の申請があつたものとみなす。

第六十九条 診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の開設したものであり、かゝる当該開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に從事している場合において、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師

について第六十四条の登録があつたときは、当該診療所又は薬局について、第六十三条第三項第一号の指定があつたものとみなす。ただし、第六十四条の登録をしないことができる。

一 申請者が、この法律の規定により保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 前三号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不適当と認められる者であるとき。

五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

十九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

二十九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十一 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十二 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十三 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十四 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十五 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十六 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十七 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十八 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

三十九 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

四十 地方社会保険医療協議会の議を経なければならぬ。

より指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わぬ場合は、この限りでない。

(一部負担金)

医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十六条支払わなければならない。

二 第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に

支払わなければならない。

三 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十五

五 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

六 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

七 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

八 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

九 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

十 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

十一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

十二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

十三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

十四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

十五 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

十六 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

十七 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

十八 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

十九 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

二十 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

二十一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

二十二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

二十三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

二十四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

二十五 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

二十六 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

二十七 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

二十八 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

二十九 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

三十 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

三十一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

三十二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

三十三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

三十四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

三十五 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

三十六 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

三十七 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

三十八 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

三十九 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の四十

四十 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の三十

該診療所又は薬局について、第六十三条第三項第一号の指定があつたものとみなす。ただし、第六十四条の登録をしないことができる。

一 申請者が、この法律の規定により保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、この法律その他の国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 前三号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不適当と認められる者であるとき。

五 地方社会保険医療協議会は、前項(第八十九条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第七項、第八十七条第七項及び第八十八条第一項に規定するほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十九号)において準用する場合を含む)の規定によるほか、他の法律において準用し、又は例による場合を含む)又は公務員等共済組合法(以下「この法律以外の医療保険各法」という)による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとする。

六 保険医療機関のうち医療法第四条の二に規定する特定機能病院その他の病院であつて厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することとの他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。

七 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところに依る保険医又は保険薬剤師に係る調剤に従事する保険医又は保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより健保険の診療又は調剤に当たらなければならない。

八 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬剤師は、前項(第八十九条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第八十七条第七項及び第八十八条第一項において準用する場合を含む)の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に当たるものとする。

九 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定に採用することができる。

一 一部負担金を減額すること。

二 一部負担金の支払を免除すること。

した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三　当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額（その額から生活療養標準負担額を控除した額）から生活療養標準負担額を控除した額）を控除した額

厚生労働大臣は、前項第一号の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条第一項及び第八十五条第五項から第八項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。

第七十五条の規定は、前項の規定により準用する第八十五条第五項の場合において第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（療養費）

第六十七条　保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合における療養費の支給等に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。

3 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十六条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条第二項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第八十五条の二第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

4 第二款 訪問看護療養費の支給

(訪問看護療養費)

第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要な程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に對し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保健医療機関等又は介護保険法第八条第二十八条に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行なう事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

3 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

4 指定訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。

5
4
3
2
1
6 厚生労働大臣は、前項の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

6 被保険者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者は、その被保険者が当該指定訪問看護事業者に支払うべき額から当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し訪問看護療養費の支給があつたものとみなす。

8 第七十五条の規定は、第六項の場合において第四項の規定により算定する費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除したものとみなす。

9 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

10 保険者は、指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があつたときは、第四項の定め及び第九十二条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る）に照らして審査の上、支払うものとする。

11 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金又は国保連合会に委託することができる。

12 指定訪問看護は、第六十三条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

13 前各項に定めるもののほか、指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定訪問看護事業者の指定）

第八十九条 前条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行う者の申請により、訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）ごとに行う。

2 指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業を行ふ者について、介護保険法第四十一条第一項本文の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定めた基準に該当するものに限る。次項において同

じ。)の指定、同法第四十二条の二第一項本文の規定による指定地域密着型サービス事業者(訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限る。次項において同じ。)の指定又は同法第五十三条第一項本文の規定による指定介護予防サービス事業者(訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限る。次項において同じ。)の指定があつたときは、その指定の際、当該訪問看護事業を行う者について、前条第一項の指定があつたものとみなす。ただし、当該訪問看護事業を行う者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

3 介護保険法第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の失効若しくは同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止、同法第七十八条の十(同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止若しくは同法第十八条の十二において準用する同法第七十条の二第一項若しくは同法第七十八条の十五第一項若しくは第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効又は同法第百十五条の九第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止若しくは同法第一百五十五条の十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の失効は、前項本文の規定により受けたものとみなされた前条第一項の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働省令で定める者でないとき。

二 当該申請に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、第九十二条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

に係る施設サービス（同法第八条第二十六項に規定する施設サービスをいう。同号及び百第三十五条第一項において同じ。）、介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。同号及び第一百三十五条第一項において同じ。）若しくはこれに相当するサービスのうち、療養に相当するものを受けているときは、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき、当該保険者から療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

前項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族送療費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給を受けることができるに至つたときは。

二 その者が、被保険者若しくは船員保険の被保険者若しくはこれらの者の被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

三 被保険者の資格を喪失した日から起算して六ヶ月を経過したとき。

第一項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、当該疾病又は負傷について、次章の規定により特別療養費（第一百四十五条第六項において準用する第百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費の支給を受けることができる場合には、行わない。

第三節 傷病手当金、埋葬料、出産育児 一時金及び出産手当金の支給

4 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及び二つ以上之の疾病にては、その

第三節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給
(傷病手当金)

4 傷病手当金の支給

期間は、同一の疾病又は負した疾病に関しては、その通算して一年六月間とす

た者」という。)であつて、その際ご協賛手当金又は出産手当金

資格を喪失し
の支給を受け
けることがで
同一の保険者

1

第三節 傷病手当金 一時金及び出産手当金の支給

第九十九条 被保険者（任意継続被保険者を除く。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなつた日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。以下この項において同じ。）を平均した額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合には、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の三分の一に相当する金額（その額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

一 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

二 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

前項に規定するもののほか、傷病手当金の額の算定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 傷病手当金の支給

期間は、同一の疾病又は負した疾病に関しては、その通算して一年六月間とするた者」という。)であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることがで
きるはずであつた期間、継続して同一の保険者

1

傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から通算して一年六月間とする。

(埋葬料)

第二百条 被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行つた者に対するものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合においては、埋葬を行つた者に對し、同項の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

2 第一百一十条 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

(出産手当金)

第二百一条 被保険者が出産したときは、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合においては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間に於いて労務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。

第九十九条第二項及び第三項の規定は、出産手当金の支給について準用する。

(出産手当金と傷病手当金との調整)

第二百二十三条 出産手当金を支給する場合(第二百八条第三項又は第四項に該当するときを除く。)においては、その期間、傷病手当金は、支給しなさい。ただし、その受けができる出産手当金の額(同条第二項ただし書の規定により算定される出産手当金の額との合算額)が、第九十九条第二項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。

出産手当金を支給すべき場合において傷病手当金が支払われたときは、その支払われた傷病手当金(前項ただし書の規定により支払われたものを除く。)は、出産手当金の内払とみなす。(傷病手当金又は出産手当金の継続給付)

第二百四条 被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(第二百六条において「一年以上被保険者であつた」

た者」という。)であつて、その

資格を喪失し
の支給を受け
けることがで
同一の保険者

1

た者……という。)であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けられることがで
きるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。

(資格喪失後の死亡に関する給付)

第一百五条 前条の規定により保険給付を受ける者が死亡したとき、同条の規定により保険給付を受けていた者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき、又はその他の被保険者であつた者が被保険者の資格を喪失した日後三月以内に死亡したときは、被保険者があつた者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行ふものは、その被保険者の最後の保険者から埋葬料の支給を受けることができる。

2 第百条の規定は、前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合及び同項の埋葬料の金額について準用する。

(資格喪失後の出産育児一時金の給付)

第一百六条 一年以上被保険者があつた者が被保険者の資格を喪失した日後六月以内に出産したときは、被保険者として受けることができるはずであつた出産育児一時金の支給を最後の保険者から受けることができる。

(船員保険の被保険者となつた場合)

第一百七条 前三条の規定にかかわらず、被保険者であつた者が船員保険の被保険者となつたときは、保険給付は、行わない。

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)

第一百八条 疾病にかかり、又は負傷した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる期間者は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、第九十九条第二項の規定により算定される額より少ないとき(第百三十二条第一項又は第三項若しくは第四項に該当するときを除く。)は、その差額を支給す
る。

2 出産した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、出産手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、出産手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

3 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受

4
けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額（以下この項において「障害年金の額」という。）が、第九十九条第二項の規定により算定される額よりも少ないとときは、当該額と次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額との差額を支給する。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 障害年金の額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 障害年金の額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の額（当該額が第十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

五 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 当該受けれることができる報酬の全部又は一部の額及び前項ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額（当該合算額が第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けられることがあるときは、当該障害手当金の支給を受けることとなるた日からその者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の第十九十九条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至

つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超える場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額と当該障害手当金の額との差額その他の政令で定める差額については、この限りでない。

5 傷病手当金の支給を受けるべき者（第二百四条の規定により受けるべき者であつて、政令で定める要件に該当するものに限る。）が、国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。

ただし、その受け取ることができる老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

6 保険者は、前三項の規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、老齢退職年金給付の支払をする者（次項において「年金保険者」という。）に対し、第二項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第三項の障害手当金又は前項の老齢退職年金給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

7 年金保険者（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託して行わせることができる。

第一百九条 前条第一項から第四項までに規定する者が、疾病にかかり、負傷し、又は出産した場合において、その受け取ることができるのは、あつた報酬の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金又は出産手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合は傷病手当金又は出産手当金の額より少ないとときは傷病手当金又は出産手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により保険者が支給した金額は、事業主から徴収する。

（家族療養費）

費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給

三百四十九条　被保険者の被扶養者が保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

二　家族療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイから三号までに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

イ　被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合　百分の七十

ロ　被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合　百分の八十五

ハ　被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合　百分の八十

二　第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合　百分の七十五

一　当該食事療養につき算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三　当該生活療養につき算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

前項第一号の療養についての費用の額の算定に関する規定は、保険医療機関等から療養（評価療養、患者申出療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあっては第七十六条第二項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者

護予防サービス費の支給とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

金匱要略

第一百三十六条 日雇特例被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の属する月の前二月間に通算して二十六日分以上若しくは当該月の前六月間に通算して七十八日分以上の保険料がその者について納付されているとき、その死亡の際その者が療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたとき、又はその死亡が療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けなくなつた日後三月以内であつたときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに対し、第一条第一項の政令で定める金額の埋葬料を支給する。
2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合には、埋葬を行つた者に対するし、同項の埋葬料の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。
（出産育児一時金）
第一百三十七条 日雇特例被保険者が出産した場合において、その出産の日の属する月の前四月間に通算して二十六日分以上の保険料がその者について納付されているときは、出産育児一時金として、第一百一条の政令で定める金額を支給する。
（出産手当金）
第一百三十八条 出産育児一時金の支給を受けることができる日雇特例被保険者には、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合においては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において労務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。
2 出産手当金の額は、一日につき、出産の日が属する月の前四月間の保険料が納付された日に係る当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のものの四十五分の一に相当する金額とする。
（出産手当金と傷病手当金との調整）
第一百三十九条 日雇特例被保険者に対し出産手当金を支給する場合においては、その期間、その者に対し、傷病手当金は、支給しない。ただし、傷病手当金の額が出産手当金の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

家語卷之四十一

第一百四十二条 定訪問看護事業受給資格者票をたときは、日雇訪問看護に要し療養費を支給す。
第一百二十九条 族訪問看護療養（家族移送費）

雇特例被保険者の被扶養者が指
定するものに

雇特例被保険者の被扶養者が家療養(特別療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送される疾患多発費として、日雇特例被保険者に適用する。)の支給について準用する。

第一号春に、第二号に接する病院春に、診療所若しくは薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたとき、又

療所若しくは薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたとき、又は特別療養費受給票を指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに提出して、そのものから指定訪問看護を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、併外用療養費、療養費、訪問看護療養費、族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護ナース費の支給、也

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）
る額とする。

（その額が、現に当該生活療養につき算定された費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

（その額が、現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

（その額が、現に当該生活療養につき算定された費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）の百分の七十に相当する額

（その額が、現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）の百分の七十に相当する額

（その額が、現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）の百分の七十に相当する額

第二百三十八條 出産手当金（出産手当金）
出産育児一時金の支給を受けることができる日雇特例被保険者には、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合においては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において労務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。
出産手当金の額は、一日につき、出産の日の

第百三十八条 (出産手当金) 出産育児一時金の支給を受けることができる日雇特例被保険者には、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合においては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間ににおいて労務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。

2 出産手当金の額は、一日につき、出産の日属する月の前四月間の保険料が納付された日に係る当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のものの四十五分の一に相当する金額とする。

(出産手当金と傷病手当金との調整)

第一百三十九条 日雇特例被保険者に対し出産手当金を支給する場合においては、その期間、その者に対し、傷病手当金は、支給しない。ただし、傷病手当金の額が出産手当金の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

（家族埋葬料）
第二百四十三條

第一百四十三条 第百四十四条 第百四十五条	<p>（家族埋葬料）</p> <p>亡したときは、埋葬料を支給する。</p> <p>日雇特別被るには、死亡して二十六日算して七十八日雇被保險者にらない。</p> <p>（家族埋葬料）</p> <p>る金額とする。</p> <p>（家族出産育児一時産したときは、出産育児一時</p>
------------------------------------	--

日雇特例被保険者の被扶養者が死
、日雇特例被保険者に對し、家族
する。

日雇特例被保険者の被扶養者が死
、日雇特例被保険者に対し、家族
する。
保険者が家族埋葬料の支給を受け
る日の属する月の前二月間に通算
分以上又は当該月の前六月間に通
じて、納付されなければな
の額は、第一百十三条の政令で定め
る。一時金)
日雇特例被保険者の被扶養者が出
、日雇特例被保険者に対し、家族
金を支給する。

防サービス費
ビス費の支給
の限りでない
一 初めて日
た者

防サビビス費の支給の限りでない
一 初めて日 二 一月間若
た者 二十六日分
三 手帳に健康なくなり、
条第三項のを返納した
の交付を受
三 前に交付す
(前に二回)

雇特例被保険者手帳の交付を受けけることができるときは、
支給若しくは特例介護予防サー

の支給若しくは特例介護予防サービスを受けることができるときは、
雇特例被保険者手帳の交付を受ける。
「しくは継続する二月間に通算して
以上又は継続する三月ないし六月
で七十八日分以上の保険料が納付
った月において日雇特例被保険者
保険印紙をはり付けるべき余白が
又はその月の翌月中に第百二十一号
規定により日雇特例被保険者手帳
後、初めて日雇特例被保険者手帳
を受けた者

四 当該指
額の百分
率の算定

四 当該指額の百分第一項の六歳に達する場合は、同項第一項のは、その被扶養者する月の翌規定の適用中百分とする。

定期訪問看護につき算定された費用の
七十に相当する額

(家族療養費)

第一百四十条 (家族療養費)
資格者票を第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

2 第百二十九条第二項、第四項及び第五項並びに第百三十二条の規定は、家族療養費の支給について準用する。

3 第八十七条第二項及び第三項の規定は、前項において準用する第百三十二条第一項又は第二項の規定により支給する療養費の額の算定について準用する。

(家族訪問看護療養費)

第一百四十二条 日雇特例被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに受給資格者票を提出して、指定訪問看護を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

2 第百二十九条第二項及び第五項の規定は、家族訪問看護療養費の支給について準用する。

第一百四十三条 日雇特例被保険者の被扶養者が家族療養費に係る療養(特別療養費に係る療養を含む)を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、日雇特例被保険者に対し、第九十七条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

(家族埋葬料)

第一百四十四条 日雇特例被保険者の被扶養者が死亡したときは、日雇特例被保険者に対し、家族埋葬料を支給する。

2 日雇特例被保険者が家族埋葬料の支給を受けた場合には、死亡日の属する月の前二月間に通算して二十六日分以上又は当該月の前六月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていなければなりません。

3 家族埋葬料の額は、第百十三条の政令で定める金額とする。

(家族出産育児一時金)

第一百四十五条 日雇特例被保険者の被扶養者が出産したときは、日雇特例被保険者に対し、家族出産育児一時金を支給する。

2 日雇特例被保険者が家族出産育児一時金の支給を受けるには、出産の日の属する月の前二日

2 日雇特例被保險者が家族出産育児一時金の支給を受けるには、出産の日の属する月の前一日間に通算して二十六日分以上又は該月の前六月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特例被保險者について、納付されなければならない。
3 家族出産育児一時金の額は、第一百一条の政令で定める金額とする。

(特別療養費)

第一百四十五条 次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保險者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月(月の初日に該当するに至つた者については、二月。第五項において同じ。)を経過しないもの又はその被扶養者が、特別療養費受給票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたとき、又は特別療養費受給票を指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに提出して、そのものから指定訪問看護を受けたときは、日雇特例被保險者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族費若しくは家庭訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービスの支給、特例居宅介護サービス費の支給、地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、特例施設介護サービス費の支給、介護サービス費の支給若しくは特例介護サービス費の支給、防災サービス費の支給若しくは特例介護サービス費の支給を受けることができるときは、その限りではない。

一 初めて日雇特例被保險者手帳の交付を受けた者

二 一月間若しくは継続する二月間に通算して二十六日分以上又は継続する三月ないし六日間に通算して七八八日分以上の保険料が納付されるに至つた月において日雇特例被保險者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第百二十六条第三項の規定により日雇特例被保險者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保險者手帳の交付を受けた者

三 前に交付を受けた日雇特例被保險者手帳

帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日雇特例被保険者手

帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日雇特例被保険者手帳（に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなりたつ日又は第二百二十六条第三項の規定によりその日雇特例被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後に日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者）は、第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は歯科局から受けた療養については第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるとときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額）とし、指定訪問看護事業者から受けた指定訪問看護については第四号に掲げる額とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定された費用の額（その額が、現に当該療養に要した費用の額を超えるときは当該現に療養に要した費用の額）の百分の七十に相当する額

二 当該食事療養につき算定された費用の額（その額が、現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除了した額

三 当該生活療養につき算定された費用の額（その額が、現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除了した額

四 当該指定訪問看護につき算定された費用の額の百分の七十に相当する額

第一項の療養又は指定訪問看護を受ける者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合における前項の規定の適用については、同項第一号及び第四号中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第一項の療養又は指定訪問看護を受ける者（第一百四十九条において準用する第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者若しくはその被扶養者又は政令で定める被保険者の被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項第一号及び第四号中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十一」とする。

特別療養費受給票は、第一項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月を経過していないものの申請により、保険者が交付する。

第三百三十二条の規定は、特別療養費の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「第二百一十九条第三項に規定する確認」及び「その確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

百四十六条 特別療養費の支給は、日雇特例被保険者が第三条第二項に定めた書の承認を受けたときは、その承認により日雇特例被保険者となることとならないこととなつた日以後、日雇特例被保険者が三百二十一条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行つまい。

百四十七条 日雇特例被保険者に係る療養の給付について支払われた一部負担金の額又は日雇特例被保険者若しくはその被扶養者の療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費とときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費を支給する。

百四十七条の二 日雇特例被保険者に係る一部負担金等の額（前条の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあ

つては、当該支給額を控除して得た額)及び法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた日雇特例被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

受給者の方
第一百四十八条 日雇特例被保険者に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料、家族出産育児一時金又は特別療養費の支給を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、受給要件を備えることを証明できる日雇特例被保険者手帳又は受給資格者票及びその他の書類を添えて、申請しなければならない。

		第五十六条から第六十 二条まで	第五十六条から第六十 二条まで
	第六十三条第二項、第 六十四条、第七十条第 一項、第七十二条第一 項、第七十三条、第七 十六条第三項から第六 項まで、第七十八条及 び第八十四条第一項	第六十三条规定の上欄に掲げる規定は、それと同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。	第六十三条第二項、第 六十四条、第七十条第 一項、第七十二条第一 項、第七十三条、第七 十六条第三項から第六 項まで、第七十八条及 び第八十四条第一項
第七十七条 条第二項	第七十七条 条第二項	療養の給付	療養の給付
第八十五条第二項及び 第四項	第八十五条第二項及び 第四項	療養の給付及び保険 外併用療養費の支給	入院時食事療養費の支給
第八十五条第五項及び 第六項	第八十五条第五項及び 第六項	入院時食事療養費、 入院時生活療養費及	入院時食事療養費、 入院時生活療養費及

第八十五条第八項	び保険外併用療養費の支給
第八十五条の二第二項	入院時食事療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び特別療養費の支給
第八十六条第二項及び	入院時生活療養費の支給
第五項	保険外併用療養費の支給
第八十七条第二項及び	入院時生活療養費の支給
第三項	訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給
第八十八条第二項、第六項から第十一項まで及び第十三項、第九十一条第一項、第九十二条第二項及び第三項並びに第九十四条	訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給
第八十九条	訪問看護療養費の支給
第九十条	移送費及び家族移送費の支給
第九十一条	傷病手当金及び出産手当金の支給
第九十二条	疗養費の支給
第九十三条	家庭療養費の支給
第九十四条	家庭療養費及び特別疗养費の支給
第九十五条	高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
第九十六条	日雇特例被保険者又はその被扶養者
第一百一十二条	（以下この項及び第一百五十四条の二において
第一百一十三条まで	（保健事業及び福祉事業）
第六章 保健事業及び福祉事業	（保健事業及び福祉事業）

「特定健診等」という。を行うものとするほか、特定健診等以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健診並びに健康管理及び疾病的予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」といふ。）の自助努力についての支援その他の被保險者等の健康の保持増進のために必要な事業を行ふよう努めなければならない。

保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行ふに当たつて必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができ

4 3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならぬい。

5 は、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報、事業者等から提供を受けた被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

保険者は、被保険者等の療養のために必要な

費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。
保険者は、第一項及び前項の事業に支障がない場合、契約書に定めるところによつて

い場合に限り、被保険者等でない者にこれらの事業を利用させることができる。この場合において、保険者は、これらの事業の利用者に対

し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

7 厚生労働大臣は、健康保険組合に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第一項又は第五項の事業を行うことを命ずることができる。

8 厚生労働大臣は、第一項の規定により保険者が行う被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業に関するところにより、第一項又は第五項の事業を行うことを命ずることができる。

9 厚生労働大臣は、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

前項の指針は、健康増進法(平成十四年法律第二百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

(国民保健の向上のための匿名診療等関連情報の利用又は提供)

第一百五十条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名診療等関連情報(診療等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる診療等関連情報を復元することができないよう

するため厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報をいう。(以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところによ

り、次の各号に掲げる者であつて、匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当

の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ該各号に定めるものを行ふものに提供す

ることができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企

画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾患の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他は役務の広告又は宣伝に利用するために行うもの(除く。)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名診療等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の規定による匿名医療保険等関連情報、第二項に規定する匿名医療保険等関連情報、介護保険法第二百一十八条の三第一項に規定する匿名

名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。(照合等の禁止)

第一百五十条の三 前条第一項の規定により匿名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名診療等関連情報利用者」という。)は、匿名診療等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名診療等関連情報の作成に用いられた診療等関連情報に係る本人を識別するため、当該診療等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式)上に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)若しくは匿名診療等関連情報の作成に用いられた加工の方

法に関する情報を取得し、又は当該匿名診療等関連情報を他の情報と照合してはならない。(消去)

第一百五十条の四 匿名診療等関連情報利用者は、提供を受けた匿名診療等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名診療等関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

第一百五十条の五 匿名診療等関連情報利用者は、匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名診療等関連情報の安全管理のため必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第一百五十条の六 匿名診療等関連情報利用者又は匿名診療等関連情報利用者であつた者は、匿名診療等関連情報の利用に関して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第一百五十条の七 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、匿名診療等関連情報利用者(国の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若し

くは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名診療等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における被保険者数を基準として、厚生労働大臣が算定する額の執行に要する費用を負担する。

2 前項の国庫負担金については、概算払をすることができる。

(出産育児交付金)

第一百五十条の八 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者が第二百五十条の三から第二百五十条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(基金等への委託)

第一百五十条の九 厚生労働大臣は、第七十七条第二項に規定する調査及び第二百五十条の二第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を基金又は国保連合会その他厚生労働省令で定める者(次条において「基金等」という。)に委託することができる。

(手数料)

第一百五十条の十 匿名診療等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、基金等が第二百五十条の二第一項の規定による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の全部を行なう場合には、基金等)に納めなければならない。

(手数料)

第一百五十条の十一 匿名診療等関連情報利用者は、(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、基金等が第二百五十条の二第一項の規定による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の全部を行なう場合には、基金等)に納めなければならない。

(手数料)

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により基金等に納められた手数料は、基金等の収入とする。

(第七章 費用の負担)

第一百五十一条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び第二百七十三条の規定による拠出金、介護納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金(第二百五十条の四)付金の額は、当該年度における当該保険者に係

三条及び第二百五十四条第一項において「流行初期医療確保拠出金」という。)並びに子ども・子育て支援納付金の納付に関する事務を含む。の執行に要する費用を負担する。

月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合（当該月被保険者が連續する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。）

第一百五十九条の二 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び子育て支援法第六十九条に規定する拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

第一百五十九条の三 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

（保険料率）

第一百六十条 協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、千分の三十から千分の百三十までの範囲内において、支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいいう。以下同じ。）を単位として協会が決定する前項の規定により支部被保険者を単位として決定する一般保険料率（以下「都道府県単位保険料率」という。）は、当該支部被保険者に適用する。

都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

第一号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定める保険給付（以下この項及び次項において「療養の給付等」とい

う。）のうち、当該支部被保険者に係るものに要する費用の額（当該支部被保険者に係る児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合（当該月被保険者が連續する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。））に次項の規定に基づく調整を行うことにより得られると見込まれる額

二 保険給付（支部被保険者に係る療養の給付する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び子育て支援法第六十九条に規定する拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

</

十六 第百八十三条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十一条第一項の規定による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き並びに検査を除く。）

十七 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第一百四十七号）第一百四十一条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第一百四十二条の二の規定による物件の留置き並びに同法第一百四十二条の規定による検査を除く。）

十八 第百九十七条第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申請及び届出並びに文書の提出をさせること。

十九 第百九十八条第一項の規定による資料の提供の求め

二十 第百九十九条第一項の規定による資料の提供の求め

二十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

二 機構は、前項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十七号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

三 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行なうことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

四 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる

(財務大臣への権限の委任)
同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第百九十八条第一項の規定の適用については、同項中「保険料又は保険給付」とあるのは「又は保険料」と、「当該職員」とあるのは「日本年金機構の職員」とする。
(機構が行う収納)

第二百四条の六 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかるらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 厚生年金保険法第一百条の十一第二項から第六项までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条の七 第百九十八条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限(健康保険組合に係る場合を除き、保険給付に関するものに限る。)に係る事務は、協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(協会が行う立入検査等に係る認可等)

第二百四条の八 協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行なう場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項に規定する場合における第百九十八条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付」とあるのは「保険給付」と、「当該職員」とあるのは「協会の職員」とする。
(地方厚生局長等への権限の委任)

第二百五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第二百四条の二第一項及び第三条第二項において準用する厚生年金保険法第一百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生労働局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)
第二百五条の二 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第百八十二条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び第二百三十一条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。
一 第三条第二項のただし書(同項第三号に係る部分に限る。)の規定による承認に係る事務(当該承認を除く。)
二 第四十六条第一項及び第百二十五条第二項(第百六十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による価額の決定に係る事務(当該決定を除く。)
三 第五十五条の二の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)
四 第百八条第六項の規定による資料の提供に係る事務(当該資料の提供を除く。)
第五百五十五条第一項、第百五十八条、第百五十九条、第百五十九条の三及び第百七十二条の規定による保険料の徴収に係る事務(第二百四条第一項第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務並びに第百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十一条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第七号、第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。)
六 第百六十四条第二項及び第三項(第百六十九条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による納付に係る事務(納期を繰り上げて納入の告知又は納付したものとのみなす決定及びその旨の通知を除く。)
七 第百七十一条第一項の規定による保険料額の決定及び告知に係る事務(当該保険料額の決定による追徴金の徴収に係る事務(第二百四十三条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十一条第一項の規定により督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。)
八 第百七十三条第一項の規定による拠出金の徴収に係る事務(第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第百八十一条第一項の規定による追徴金の徴収に係る事務(第二百四十三条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務並びに第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。)

第二百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百五十条の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十二条の規定による徴収職員の質問（協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く。）に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

三 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十二条の規定による検査（協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く。）を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十二条の規定による物件の提示又は提出の要求（協会又は健保組合の職員が行うものを除く。）に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

五百三十三条の三 正当な理由がなくて第百九十四条の三第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正當な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十三条の四 第二百七条の三の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第二百十四条 法人（法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者

（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関するて

第二百七条の三から第二百八条まで、第二百十

三条の二又は第二百十三条の三の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

二 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

二 百五十五条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第六十条第一項（第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定により、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられたときには、その手続の遅延した期間、その負担

規定期による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

二 百五十六条 事業主が、正当な理由がなくて第二百九十七条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提示をせざる場合を含む。の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

二 百五十七条 被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第二百九十七条第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

二 百五十八条 健康保険組合又は連合会が、第六条第三項（第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の届出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又はこの法律の施行に必要な事務を行うことを怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

二 百五十九条 健康保険組合又は連合会が、第六百八十八条において準用する第七条の三十八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは第二十九条第一項若しくは第二百八十八条において準用する第七条の三十八の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の届出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

二 百六十一条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条の七第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第七条の二十七、第七条の三十一第一項若しくは第二項又は第七条の三十四の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

二 百六十二条 第七条の八、第十条第二項又は第二百四十四条第四項の規定に違反して、全国健康保険協会という名称、健康保険組合という名称又は健康保険組合連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

二 百六十三条 第七条の二十七、第七条の三十一第一項若しくは第二項又は第七条の三十四の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 百六十四条 第七条の三第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項、第二百四十四条の四第一項、第二百四十四条の五第一項及び第二百四十四条の六第二項において準用する同法第二百条の十一第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたと

五 第七条の三十三の規定に違反して協会の業務上の余裕金を運用したとき。

六 第七条の三十五第二項又は第七条の三十六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第七条の三十五第二項又は第七条の三十六第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

八 この法律に規定する業務又は他の法律により協会が行うものとされた業務以外の業務を行つたとき。

二 百五十五条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第六十条第一項（第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定により、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられたときには、その手続の遅延した期間、その負担すべき保険料額の二倍に相当する金額以下の過料に処する。

二 百五十六条 事業主が、正当な理由がなくて第二百九十七条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提示をせざる場合を含む。の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の届出をし、第二十九条第一項若しくは第二百八十八条において準用する第七条の三十八の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の届出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

二 百五十七条 健康保険組合が管掌する健康保険の医療に関する給付、保健事業及び福祉事業の実施又は健康保険組合に係る前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拠出金、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等若しくは子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の財源の不均衡を調整するため、連合会は、政令で定めるところにより、会員である健康保険組合（以下この条及び次条において「組合」という。）に

第一条 この法律は、大正十五年七月一日から施行する。ただし、保険給付及び費用の負担に関する規定は、大正十六年一月一日から施行する。

第二条 健康保険組合の財政調整

第一条の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、二十万円以下の過料に処する。

第二条 健康保険組合又は連合会が、第六百八十八条において準用する第七条の三十八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の届出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又はこの法律の施行に必要な事務を行うことを怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百五十九条 健康保険組合又は連合会が、第六百八十八条において準用する第七条の三十八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の届出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又はこの法律の施行に必要な事務を行うことを怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百六十二条 健康保険組合又は連合会が、第六百八十八条において準用する第七条の三十八の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の届出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百六十三条 第七条の八、第十条第二項又は第二百四十四条第四項の規定に違反して、全国健康保険協会という名称、健康保険組合という名称又は健康保険組合連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

第二百六十四条 第七条の三第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項、第二百四十四条の四第一項、第二百四十四条の五第一項及び第二百四十四条の六第二項において準用する同法第二百条の十一第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたと

二 第二百四条の四第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

二 百二十二条 協会の役員は、第二百四条の八第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、二十万円以下の過料に処する。

二 百二十三条 第二百四条の四第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反した指定健康保険組合その他の政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の

（施行期日）附則

二 第二百四条の四第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

二 百二十二条 協会の役員は、第二百四条の八第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、二十万円以下の過料に処する。

二 百二十三条 第二百四条の四第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反した指定健康保険組合その他の政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の

状況によりその事業の継続が困難であると認めるととき」とあるのは「とき」と、第一百八十五条规定中「組合員である被保険者の共同の福祉を増進するため」とあるのは「附則第二条第一項の事業を推進するため」と読み替えるものとする。

第一百五十八条、第一百五十九条、第一百五十九条の三、第一百六十一条、第一百六十二条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十七条规定及び第一百九十三条の規定は、第三項の規定による調整保険料について準用する。

一般保険料率と調整保険料率とを合算した率の変更が生じない一般保険料率の変更の決定権は、第一百六十条第十三項において準用する同条第八項の規定にかかわらず、同項の認可を受けることを要しない。

前項の規定による決定をしたときは、当該変更後の一般保険料率を厚生労働大臣に届け出た後、

ければならない。
(国庫負担)

第二条の二 国は、政令で定めるところにより、連合会に対し、政令で定める組合に対する前条第一項の交付金の交付に要する費用について、

第一項の交付金の交付は要する費用は置いて予算の範囲内で、その一部を負担する。

第三条 厚生労働省令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の認可を受けた健康保険

組合（以下この条において「特定健康保険組合」という。）の組合員である被保険者であつ

た者であつて、改正法第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定

する退職被保険者であるべきもののうち当該特定健康保険組合の規約で定めるものは、当該特定健康保険組合に申し出て、当該特

定健保組合は申し出で、当該特定健保組合の被保険者（以下この条において「特例退職被保険者」という。）となることができる。

ただし、任意継続被保険者であるときは、この限りでない。

特例退職被保険者は、同時に二以上の保険者（共済組合を含む。）の被保険者となることがで

きない。

は、第四十一条から第四十四条までの規定にかわらず、当該特定健康保険組合が管掌する前年（一月から三月までの）標準報酬月額について

は、前々年)の九月三十日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内においてその規約で定めた額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額としたときの標準報酬月額とする。

5 第百四条の規定にかかわらず、特例退職被保険者には、傷病手当金は、支給しない。

6 特例退職被保険者は、この法律の規定(第十三条第二号、第四号及び第五号を除く。)の適用については、任意継続被保険者とみなす。この場合において、同条第一号中「任意継続した保険者となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは、「改正法第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と、同条第三号中「保険者」とあるのは、「附則第三条第一項に規定する特定健保組合」と、同条第七号中「保険者に」とあるのは、「附則第三条第一項に規定する特定健保組合に」とする。

7 特例退職被保険者に対する保険給付の特例その他の特例退職被保険者に関する必要な事項は、政令で定める。

(地域型健康保険組合)

第三条の二 第二百三十三条第三項の合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合のうち次の要件のいずれにも該当する合併に係るもの(以下この条において「地域型健康保険組合」という。)は、当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、第一百六十条第十三項において準用する同条第一項に規定する範囲内において、不均一の一般保険料率を決定することができる。

一 合併前の健康保険組合の設立事業所がいずれも同一都道府県の区域にあること。

二 当該合併が第二十八条第一項に規定する指定健康保険組合、被保険者の数が第十一条第十一項又は第二項の政令で定める数に満たなくならなかった健康保険組合その他事業運営基盤の安定が必要と認められる健康保険組合として厚生労働省令で定めるものを含むこと。

一 前項の一般保険料率の決定は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

二 地域型健康保険組合の一般保険料率の認可の手続その他地域型健康保険組合に関する必要な事項は、政令で定める。

(協会が管掌する健康保険の被保険者に係る給付の事業)

（国庫補助の経過措置）
第五条 当分の間、第百五十三条中「千分の百三十から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合」とあり、第百五十四条第一項中「前条に規定する政令で定める割合」とあり、同条第二項中「同条に規定する政令で定める割合」とあり、及び次条中「第百五十三条に規定する政令で定める割合」とあるのは、「千分の百六十四」とする。

（国庫補助の特例）
第五条の二 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、国庫は、第百五十一条、第百五十三条及び第百五十四条に規定する費用のほか、協会が拠出すべき同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の納付に要する費用の額に第百五十三条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

第五条の三 令和二年度以降の一の事業年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の二及び第五条並びに前条の規定にかかるわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第百五十三条及び第百五十四条第一項、附則第四条の二の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される前条の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年度から当該一の事業年度の前事業年度までの間ににおいて毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十一号。次号口において「国保法等一部改正法」という。）第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないことにならば賃付に當り、その額に同年度とする。

二 立てられることとなる当該の事業年度の前事業年度末における協会の準備金の額
イ 二 次に掲げる額のうちいかがる額
イ 平成二十六年度末における協会の準備金の額及び平成二十六年度において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成十七年法律第七十一号)第十五条第一項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額を原資として平成二十七年度中に協会に対して交付された額の合算額
ロ 平成二十七年度から当該の事業年度の前々事業年度までの間ににおいて毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額(平成二十七年度から当該各事業年度までの間ににおいて独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第四十六条の二第一項から第三項まで及び独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第二項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額(次号において「納付額」という。)を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年度から当該各事業年度までの間ににおける当該交付された額の累計額を控除して得た額)のうち最も高い額
三 平成二十七年度から当該の一の事業年度の前事業年度までの間ににおける納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額
(検討)

險料率の動向、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第五条の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(日本私立学校振興・共済事業団等の適用)
第六条 この法律の適用については、日本私立学校振興・共済事業団は共済組合と、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者は共済組合の組合員とみなす。
(特定被保険者)
第七条 健康保険組合は、第百五十六条第一項第二号及び第百五十七条第二項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者(介護保険第二号被保険者である被扶養者があるものに限る。以下この条及び次条において「特定被保険者」という。)に関する保険料額を一般保険料等額と介護保険料額との合算額とすることができる。
前項の規定によりその保険料額を一般保険料等額と介護保険料額との合算額とした特定被保険者に対する第百五十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「附則第七条第一項及び第三項」とする。
3 第百五十六条第二項の規定は、介護保険第二号被保険者である被扶養者(第一項の規定によりその保険料額を一般保険料等額と介護保険料額との合算額とした特定被保険者である被扶養者に該当する。)が介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合について準用する。
4 第一項の規定により特定被保険者に関する保険料額を一般保険料等額と介護保険料額との合算額とした健康保険組合の介護保険料率の算定の特例に関して必要な事項は、政令で定める。
(承認健康保険組合)
第八条 政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を受けた健康保険組合(以下この条において「承認健康保険組合」という。)は、第百五十六条第一項第一号、第百五十七条第二項、第百六十一条第十六項及び前条第十一項の規定にかかわらず、介護保険第二号被保険者である被保険者(同項の規定によりその保険料額を一般保険料等額と介護保険料額との合算額とした特定被保険者を含む。第四項において同じ。)に関する保険料額を一般保険料等額と介護保険料額との合算額とすることが、特別介護保険料額との合算額とすることができる。

前項の特別介護保険料額の算定方法は、政令で定める基準に従い、各年度における当該承認健康保険組合の特別介護保険料額と該組合が納付すべき介護納付金の額とが等しくなるよう規定して定めることとする。

前項の政令は、介護保険法第百二十九条第二項に規定する政令で定める基準を勘案して定める。

承認健康保険組合の介護保険第二号被保険者である被保険者に対する百六十二条の規定の適用については、同条中「介護保険料額」とあるのは、「特別介護保険料額」とする。
(平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例)

第八条の二 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十一年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)。以下「旧児童手当法」という。第二十条の拠出金に関する法律(平成五十一年法律第二十一条)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条と、「子ども・子育て支援法第六十九条」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十一年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。
(平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第六十 五条第 五項号	高齢者の医療 の確保に関する法律
保に関する法律、 高齢者の医療の確 保に關する法律、 国家公務員共済組 合法（昭和三十三 年法律第二百二十八 号）	高齢者の医療 の確保に関する法律

<p>(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)</p> <p>第十一条 改正法附則第二十五条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第二百九号)附則第二十三条の規定による改正後の健康保険法(次項において「新健康保険法」という。)第一百四条から第二百五条の三までの規定の適用についての技術的の読み替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>2 前項の場合において、新健康保険法第二百四条から第二百五条の三までの規定の適用についての技術的の読み替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>第十七条 第二項 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)。</p>
<p>本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p>	<p>附 則 (昭和九年三月一六日法律第一三号)</p>
<p>本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本法実施ノ為ニ予メ必要ナル事項ニ關シテハ昭和十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス</p>	<p>附 則 (昭和一四年四月六日法律第七四号)</p>
<p>本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p>	<p>附 則 (昭和一七年二月二一日法律第三八号)</p>
<p>職員健康保険法ハ之ヲ廢止ス</p>	<p>本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ依ル</p>
<p>前項ノ規定施行前ノ職員健康保険ノ保険給付及保険料其ノ他ノ徵収金ニ関シテハ仍旧法ニ依ル</p>	<p>第二項ノ規定施行ノ際現ニ存スル職員健康保険組合ハ同規定施行ノ日ヨリ健康保険組合ト為リ職員健康保険組合ノ権利義務ヲ承継スルモノトス</p>
<p>第二項ノ規定施行ノ際現ニ存スル職員健康保険者タル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保険ノ被保険者ト為リタルモノトス</p>	

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保険ノ被保険者タリシ者ニシテ健康保険ノ被保険者ト為リタルモノノ受クル健康保険ノ被保険者トシテ保険給付テハ其ノ者ガ職員健康保険ノ被保険者タリシ期間ハ健康保険ノ被保険者タリシ期間ト看做シ其間ハ健康保険ノ被保険者タリシ期間ト看做シ其ノ者ガ職員健康保険ノ被保険者トシテ保険給付ヲ受ケタル期間ハ健康保険ノ被保険者トシテ之ニ相当スル保険給付ヲ受ケタル期間ト看做ス
第二項ノ規定施行前職員健康保険ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ハ健康保険ノ保険給付及徵収金ニ関シテハ健康保険ノ被保険者タリシ者ト看做シ其ノ者ガ職員健康保険ノ被保険者トシテ受ケタルノニ相当スル保険給付ト看做ス
第二項ノ規定施行前職員健康保険法ニ違反シタル者ノ处罚ニ付テハ旧法ニ依ル
前六項ニ定ムルモノノ外第二項ノ規定施行ノ際必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和二九年二月一六日法律第二号) 抄

第一条 この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。

第二条 常時五人未満の従業員を使用する事業所で、従前の健康保険法第十三条第一号又は第二号に規定する事業所であつたもの又はこれらの事業所であつたため、従前の厚生年金保険法第十六条の規定による事業所であつたものについては、この法律施行の日において、健康保険法第十四条又は厚生年金保険法第十六条ノ二の認可があつたものとみなす。但し、この法律施行の日から一箇月以内に行政府に被保険者の全部について、その資格を喪失させる旨の届出をした場合は、この限りではない。

第三条 健康保険法による保険給付で、この法律施行の日前における業務上の事由に因る疾病又は負傷及びこれに因り発した疾病に関するものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和二九年二月一七日法律第二〇〇号)

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

附 則 (昭和二三年七月一〇日法律第二六号)

2 この法律施行前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続いて被保険者の資格を有する者で、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三条に規定する標準報酬の等級の第十七級に該当するものについては、この法律施行の日に被保険者の資格を取得したるものとみなして第三条第三項の改正規定を適用する。

3 この法律施行の際、現に存する保険審査官、社会保険審査会及びその職員は、この法律に基づく相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則（昭和二十四年四月三〇日法律第三七号）抄

1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。但し、第七十一条の四第一項の改正規定は、昭和二十四年四月一日から適用する。

2 この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続いて被保険者の資格のある者の標準報酬については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなして、これを算定する。

3 この法律施行の日前に督促状を発した保険料に対する延滞金については、なお従前の例による。

4 この法律施行の日において現に健康保険委員会の委員、幹事及び書記の職にある者は、それぞれ健康保険審議会の委員、幹事、又は書記を命ぜられたものとみなす。但し、委員の任期は、その者が健康保険委員会の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。

附 則（昭和二十五年三月三一日法律第四七号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、昭和一十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和一五年三月三一日法律第七九号）抄

1 この法律は、昭和一十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和二五年五月一日法律第一二四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の健康保険法第十一条第三項、船員保険

法第十二条第三項及び厚生年金保険法第十一條第五項の規定は、昭和二十五年四月一日以後の期間に対応する延滞金について適用する。

附 則（昭和二十五年一二月二二日法律第二九六号）

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

この法律の施行の際に、第五十五条（第五十九条ノ二第五項及び第五十九条ノ四第三項において準用する場合を含む。）又は第五十七条の規定により保険給付を受けている者については、第五十五条及び第五十七条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和二六年三月三一日法律第七八号）抄

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

第三十四項から前項までの規定による改正後の健康保険法第四条第三項及び第十一条第二項、船員保険法第五条第二項及び第十二条第二項、厚生年金保険法第五条第二項及び第十一条第四項、労働者災害補償保険法第三十一条第二項及び第三項並びに失業保険法第三十五条第二項及び第三項の規定は、この法律施行後する督促について適用し、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（昭和二八年八月一日法律第一六号）

この法律は、昭和二八年九月一日から施行する。但し、第五十七条ノ三の改正規定及び附則第五項の規定は、同年十一月一日から施行する。

昭和二十八年九月一日前に被保険者の資格を取得して同年九月一日まで引き続いて被保険者の資格のある者については、その者が同年九月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、改正後の第三条第三項の規定を適用する。

前項の規定に該当する者及び昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に第十三条第一号（イ）から（ル）まで若しくは第二号又は第十十五条の規定によつて被保険者の資格を取得した者の同年十月三十一日までの標準報酬については、第三条の改正規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に改正後の第十三条第一号（ヲ）から

(タ)までの規定によつて被保険者の資格を得した者は、保険給付及び費用の負担に關する規定の適用については、同年十月三十一日までの間は、被保険者とならなかつたものとみなす。

5 被保険者若しくは被保険者であつた者又は扶養者若しくは被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して昭和二十八年十一月一日前に二年を経過したものに關する保険給付の支給については、第五十七条ノ三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和二十八年八月一四日法律第二〇六号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二十八年八月一四日法律第二〇七号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和二十八年八月一五日法律第二一三号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則 (昭和二十八年八月一四日法律第二二四八号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年八月一日前に二年を経過したものに關する保険給付の支給については、第五十七条ノ三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和二十八年八月一四日法律第二二四九号) 抄

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附 則 (昭和二十八年八月二一日法律第二二五号) 抄

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附 則 (昭和二十九年五月一九日法律第一一五号) 抄

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附 則 (昭和三十年六月三〇日法律第三九号) 抄

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三十年八月一一日法律第一一六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第一百四十七号)の施行の日から施行する。

3 この法律は、公布の日から施行する。

4 この法律は、昭和三十一年六月三十日までの間ににおいて新法第四十三条第三項各号に掲げる病院について療養の給付を受ける被保険者又は被保険者であつた者は、その給付を受ける際、この法律による改正前の健康保険法(以下「旧法」という。)第四十三条ノ八並びに第四十三条ノ十六第二項及び第三項の規定は、同年六月三十日までは適用しない。

5 第二条 健康保険法第一条第二項の規定の改正により被扶養者に関する経過措置

第六条 昭和三十二年七月一日において現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に關しては、当該同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその傷病手当金の支給由たる疾病又は負傷により発した疾病による傷病手当金以外の保険給付、第二号に該当する者にあつては、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病についての家族療養費以外の保険給付については、この限りでない。

第七条 健康保険組合は、当分の間、健康保険法第七十四条第一項の規定により一部負担金を支払つた被保険者に対し、その支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、規約をもつて定める額の支給を行うことができる。

収容されている被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持している者

二 その疾病又は負傷につき昭和三十二年五月一日ににおいて現に被保険者又は被保険者である者が家族療養費の支給を受けている者

三 第三条 昭和三十二年四月一日前に被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、昭和三十二年三月の標準報酬月額が三万六千円である者の同年四月一日から同年九月三十日までの標準報酬については、その者が同年四月一日に被保険者の資格を取得したものとみなし、(標準報酬に関する経過措置)

四 第三条 昭和三十二年五月一日前に旧法第四十三条ノ三第一項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録を受けたものとみなす。

五 第四条 昭和三十二年五月一日前に旧法第四十三条ノ四第一項又は旧船員保険法第二十八条ノ三第五項の規定により行われた保険医又は保険薬剤師の辞退の予告は、新法第四十三条ノ十一第三項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録のまつ消の予告とみなす。

六 第五条 昭和三十二年五月一日から同年六月三十日までの間ににおいて新法第四十三条第三項各号に掲げる病院について療養の給付を受ける被保険者又は被保険者であつた者は、その給付を受ける際、この法律による改正前の健康保険法(以下「旧法」という。)第四十三条ノ二第二項の規定の例により、当該病院又は診療所に一部負担金を支払わなければならぬ。この場合において、同条同項ただし書中「組合ノ指定スル者」とあるのは、「第四十三条第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所」と読み替えるものとする。

(保険医及び保険薬剤師に関する経過措置)

第八条 昭和三十二年五月一日において現に旧法第四十三条ノ三第一項又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第四十四号)による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という。)第二十八条ノ三第一項の規定による保険医又は保険薬剤師である者は、新法第四十三条ノ五第一項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録を受けたものとみなす。

九 第九条 昭和三十二年五月一日において現に保険者が旧法第四十三条ノ二第一項の規定による指定をしている者は、昭和三十二年七月三十一日までは、新法第四十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に該当しないものであつても、これに該当するものとみなし、旧

施行日前に給付事由が生じた旧日雇健保法の規定による保険給付（以下「旧保険給付」という。）については、附則第二十九条の規定によるもののが、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧日雇健保法の規定による療養の給付又は家族療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給に係る療養に要した費用に関する旧日雇健保法第十条第五項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局の請求については、なお従前の例による。

第二十一条 この法律の施行の際現に疾病又は負傷に関して旧日雇健保法の規定による療養の給付（療養費の支給を含む。以下この条において同じ。）又は家族療養費の支給を受けている者であつて、当該疾病（その原因となつた疾病又は負傷を含む。）又は負傷についての療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日（その開始の日前に当該疾病（その原因となつた疾病又は負傷を含む。）又は負傷につき旧日雇健保法の規定による特別療養費の支給が行われたときは、当該特別療養費の支給の開始の日。以下の条において同じ。）から起算して五年を経過しないものに対しては、新健保法第六十九条の十二第二項（第六十九条の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない場合においても、当該療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して五年を経過するまでの間、当該疾病又は負傷及びこれによって発した疾病に関し、新健保法第六十九条の十二第一項若しくは第六十九条の十三第一項又は第六十九条の二十二第一項の規定による療養の給付若しくは特定療養費の支給又は家族療養費の支給を行ふものとする。

第二十二条 この法律の施行の際現に旧日雇健保法の規定により傷病手当金又は出産手当金を受けることができる者に対し、同一の疾病若しくは負傷又は出産に関し引き続き新健保法の規定により支給する傷病手当金又は出産手当金については、新健保法第六十九条の十五第二項第一号中「標準賃金日額の合算額のうち最大のものの五十分の一」とあるのは「標準賃金日額の合算額が最大となるように七十八日の日を選んだ場合における当該合算額の二百分の六」と、同項第一号中「標準賃金日額の合算額のうち最大のものの五十分の一」とあるのは「標準賃金日額の合算額が最大となるように七十八日の日を選んだ場合における当該合算額の七百八十分の三」と

六」と、新健保法第六十九条の十八第二項「分べんの月前の標準賃金額の合算額（月分の五十分の一）」とあるのは「分べんの日の属する月の前四月間の保険料が納付された日のうちからその納付された日に係る当該日雇特例被保険者の標準賃金額の合算額が最大となるよう二十八日の日を選んだ場合における当該合算額の二百八十分の六」とする。

第二十三条 詐欺その他不正の行為によつて旧保険給付を受けた者からの当該旧保険給付に要した費用の全部又は一部の徴収、当該旧保険給付に關し虚偽の証明又は不正な健康保険印紙のちよう付若しくは消印をした事業主及び保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をした保険医に対する徴収金を納付すべきことの命令並びに詐欺その他不正の行為によつて旧日雇健保法の規定による療養の給付に関する費用の支払又は旧日雇健保法第十七条第三項（旧日雇健保法第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けた旧日雇健保法第十一条第五項第一号に掲げる保険医療機関及び保険薬局からのその支払った額の返還及びその額に百分の十を乗じた額の支払については、なお従前の例による。

第二十四条 施行日前の期間に係る旧日雇健保法の規定による保険料に係る決定及び追徴金の徴収並びに当該保険料その他旧日雇健保法の規定による徴収金に係る督促、滞納処分及び滞金の徴収については、なお従前の例による。

第二十五条 旧日雇健保法の規定（これらの規定の例によることとされる場合を含む。）による处分であつて、旧日雇健保法第三十九条第一項及び第四十条に規定するものについての不服申立て及び当該处分の取消しの訴えについては、なお従前の例による。

第二十六条 旧日雇健保法の規定（これらの規定の例によることとされる場合を含む。）に係る日雇労働者健康保険の施行に關し必要な旧日雇健保法第四十四条から第四十八条までにおいて規定する事項については、なお従前の例による。

第二十七条 施行日前に行われた旧日雇健保法の規定による療養の給付又は家族療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給に係る療養に要する費用のうち、施行日の属する月の末日までに旧日雇健保法第十条第五項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局が当該療養に關し請

定める。

号附則
抄(昭和六〇年五月一日法律第三四

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以降施行日）

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

権者が当該傷病による障害について附則第七十
八条第一項の規定によりなる前項の列によるも

のとされた第二条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金を受けることができる

場合における当該傷病手当金の支給について
は、なお従前の例による。

附見（昭和六〇年六月一日法律第四五号）抄

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者については、前条の規定による改正後

の傷風保險法第三条第二項及び第六十九条の十八第一項の規定は、適用しない。

三十七条ノ二の改正規定、同法第七十一条ノ三の改正規定、同法第七十一条ノ四の改正規定及び同法第七十六条の改正規定（同法附則第三条、第五条、第八条及び第九条第六項の改正規定を含む。）並びに第二条中船員保険法の目次の改正規定（「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る。）、同法第三章の章名の改正規定、同法第二十三条第二項の改正規定、同法第五十条ノ四の改正規定、同法第三章第九節の節名の改正規定、「福祉施設」を「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。）、同法第六章七条ノ二の改正規定、同法第五十九条ノ二第一項の改正規定及び同法第六十条の次に一条を加える改正規定並びに第三条中国民健康保険法の目次の改正規定（「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。）、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第一百六条の次に一条を加える改正規定並びに第四条中老人保健法第五条の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第三十一条の規定及び同法第一百六条の次に一項を加える改正規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定 平成七年四月一日

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る健康保険法の規定による給付については、なお従前の例による。

第四条 厚生大臣の定める病院又は診療所（新健保法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を除く。）において、新健保法第四十三条第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける被保険者又は被保険者であつた者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、当該病院又は診療所の従業者以外の者が提供する看護（以下この項において「付添看護」という。）を受けたときは、平成八年三月三十日（付添看護の状況その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたものにおける付添看護については、その後厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を新健保法第四十四条ノ二又は新健保法第六十九条の十四第一項（健康保険法第六十九条の二十六第五項において準用する場合を含む。）に規定する療養の給付等とみなしてこれらの規定を適用する。

第二项 前項の規定は、健康保険法の規定による家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

第三项 新健保法第四十三条ノ十七第二項（新健保法第六十九条の三十一において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する標準負担額は、新健保法第四十三条ノ十七第二項の規定にかかわらず、平成八年九月三十日までの間、六百円（同項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）とする。

第六条 この法律の施行の際現に老人保健法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者であるものについては、新健保法の施行日に、新健保法第四十四条ノ四第一項の指定訪問看護事業者の指定があつたものとみなす。ただし、その指定老人訪問看護事業を行なう者が施行日の前日までに、厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第七条 施行日前に入院していた健康保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて、被扶養者がいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

第八条 新健保法第五十条第一項、第五十九条ノ四、第六十九条の十七及び第六十九条の二十四の規定は、分べんの日が施行日以後である被保險者及び被保險者であつた者について適用し、分べんの日が施行日前である被保險者及び被保險者であつた者のこの法律による改正前の健保法の分娩費、育児手当金、配偶者分娩費及び配偶者育児手当金については、なお従前の例による。

(入院時食事療養費及び訪問看護療養費の支給等に関する規定の施行前の準備)

第九条 厚生大臣は、新健保法第四十三条ノ十七第二項の標準負担額、新健保法第四十四条ノ八第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分を除く)、その他新健保法に基づく制度の実施の大綱に関するものの定めようとするときは、施行日前においても新健保法第一条ノ二に規定する政令で定める審議会に諮問することができる。

厚生大臣は、新健保法第四十三条ノ十七第二項の基準、同条第九項において準用する新健保法第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の厚生省令、新健保法第四十四条ノ四第四項に規定する定め並びに新健保法第四十四条ノ八第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る)を定めようとするときは、施行日前においても中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

(罰則に関する経過措置)

第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれら制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関して検討が加えられるべきものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成七年三月三一日法律第五四号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。
(健康保険法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)
第三条 前条の規定による改正後の健康保険法の施行前にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

附 則（平成七年五月八日法律第八七号）抄
この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附 則（平成七年六月九日法律第一〇七号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第五条、第七条、第十二条、第十三条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年五月九日法律第四八号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。(その他の経過措置の政令への委任)
第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年六月一八日法律第九二号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定(「事業主は」の下

2 の法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の適用措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

の規定により國又は地方公共團體の機關に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共團體の相当の機關に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為にに対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、箇条文を見直しを行なつておる。

（施行期日）
（第一号）抄

（施行期日）
（第一号）この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一二月六日法律第二四〇号）抄

（施行期日）
（第一号）この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中健康保険法第五十八条に三項を加える改正規定、同法第六十九条の三十一の改正規定及び同法附則第十二条の改正規定、第四条中船員保険法第三十条ノ二に二項を加える改正規定、附則第十九条中国家公務員共済組合法第六十六条の改正規定及び同法第七十

第一条 この法律（第一条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成二年六月七日法律第一一六〇号）抄

（施行期日）
（第一号）この法律は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税率の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二年一二月二二日法律第二百五十二条）政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

四条第二項の改正規定、附則第二十一條中地方公務員等共済組合法第六十八條の改正規定及び同法第七十六條第二項の改正規定並びに附則第十三条中私立学校教職員共済法第二十五条文を既定 平成十三年四月一日

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 平成十三年一月一日前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下この項において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者、同法附則第九条第一項に規定する特例退職被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、平成十二年十二月の標準報酬月額が九万二千円であるものの標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法（以下「新健保法」という。）第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。
前項の規定により改定された標準報酬は、平成十三年一月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。

十二年度から平成十四年度までの各年度における当該保険者の介護保険料額の総額又は特別介護保険料額の総額の合計額と当該保険者が介護保険法の規定により納付すべき納付金（雇用特例被保険者に係るうり納付金を除く）との額（改訂）

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二二年一二月六日法律第一四一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一三年七月四日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

第一百四十四条 前条の規定による改正後の健康保険法第五十八条第四項及び船員保険法第三十条ノ二第五項の規定は、施行日以後に支給事由が生じた傷病手当金の支給について適用し、施行日前に支給事由が生じた傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年一二月七日法律第一四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一二月一二日法律第一一五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この

法第六十三条第三項第一号の指定を受けたものとみなす。ただし、当該開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

なされた病院又は診療所に係る当該指定の効力を有する期間は、健康保険法第六十八条第一項の規定にかかわらず、その病院又は診療所について第一条の規定による改正前の健康保険法第十六條第十二項において準用する同法第六十八条第一項の規定により承認の効力を有するとされた期間の施行日における残存期間と同一の期間とする。

第六条 第一条の規定による改正後の健康保険法第一百条及び第一百三十六条の規定は、死亡の日が施行日以後である被保険者及び日雇特例被保険者並びにこれらの者であつた者について適用し、死亡の日が施行日前である被保険者及び日雇特例被保険者並びにこれらの者であつた者の第一条の規定による改正前の健康保険法の埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第七条 平成十九年四月一日前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下この項において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（任意継続被保険者、特例退職被保険者及び同月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）又は十八万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が百万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法第四十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

第八条 平成十九年四月前との賞与に係る保険料の納付については、なお従前の例による。

第九条 第二条の規定の施行日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であつた者を除く。次項において同じ。）に係る同条の規定の施行の日前までの傷病手当金の額については、なお従前の例による。

2 第二条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続被保険者となつた者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、同条の規定による改正後の健康保険法第九十九条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する被保険者とみなして同条の規定を適用する。

3 第二条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であつた者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

4 第二条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であつた者及び同条の規定による改正前の健康保険法第一百六条の規定による出産手当金の支給を受けた者又は受けるべき者を除く。次項において同じ。）に係る第二条の規定の施行の日前までの出産手当金の額については、なお従前の例による。

5 第二条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続被保険者となつた者に限る。）に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の健康保険法第一百二条の規定にかかるわらず、これらの者を同条に規定する被保険者とみなして同条の規定を適用する。

6 第二条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続被保険者であつた者及び同条の規定による改正前の健康保険法第一百六条の規定による出産手当金の支給を受けた者又は受けるべき者に限る。）に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

7 第一条 平成二十年四月一日以降における政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率について第四条の規定による改正前の健康保険法（以下「平成二十年十月改正前健保法」という。）第一百六十条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「予定額」とあるのは「予定額、健康保険事業の事務の執行に要する費用の予定額、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四条

第十五条 設立委員は、社会保険庁長官を通じて、その職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準が提示されたときは、協会の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思表示を確認し、協会の職員となる意思を表示した者の名の中から、当該協会の職員の採用の基準に従つて、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者は、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方針法、第二項の規定による職員の意思の確認の方針その他前三項の規定の実施に際し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 協会の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、協会がした行為及び協会に対してなされた行為とする。

第十六条 前条第三項の規定により協会の職員として採用される者に対するは、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

協会は、前項の規定の適用を受けた協会の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定によつて職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 協会は、協会の成立の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、前条第三項の規定により引き続いた在職の協会の職員として採用された者のうち協会の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第八十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に協会を退職したものであつて、その後退職した日まで社会保険庁の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対するは、同条の規定

改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地公務員等共済組合法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百十一条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これら二の規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十日までに行われた指定介護療養施設サービスによる保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの处分がなされていないものについての当該处分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（その他の経過措置の政令への委任）

第二百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日

二 第一条の規定、附則第三条第一項から第三項までの規定及び附則第十七条の規定中健保法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の改正規定 平成十九年一月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお行為を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附一六号 (平成一八年一二月二〇日法律第三百九十二条)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附三号 (平成一九年三月三一日法律第三百九十二条)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。
(罰則に関する経過措置)

附六号 (平成一九年三月三一日法律第三百九十二条)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附一九号 (平成一九年四月二三日法律第三百九十二条)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から二まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三条、第一百五十五条から第一百十八条まで、第一百二十条、第一百二十一条、第一百一十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十条

（罰則に関する経過措置）

第三十九条及び第一百三十九条の二の規定　日本年金機構法の施行の日

から第三百三十四条まで、第二百三十七条、第二百四十二条の規定による規定については、当該各規定。以下この項において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百四十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則　（平成一九年六月一三日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二　略

三　附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定　平成二十二年十月一日

附 則　（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定　附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）、附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定　公布の日

二　附則第二十二条、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第四十四条中国民健康保険法第百九条及び第一百九十二条の二の改正規定並びに附則第七十七条の規定　平成二十年十月一日

(処分、申請等に関する経過措置)

規定については、当該各規定。(以下同じ。)施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「社会保険庁長官等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機関(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知など

2 の他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後等に対する法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認の指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対しすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後には、この法律の施行後の法令の規定に基づく申請の範囲又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対しすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定まる。

附 則 (平成二年五月一日法律第三六号)
抄
(施行期日)

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)、以下「平成二十五年改正法」という。附則第五条第一項の規定によりますところを有するものとし、施行する。(適用区分)

規定にないたるその効力を有するものとされたるの厚生年金保険法第八十七条第一項（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十二号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項、平成二十五年改正法附則第二百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされたる平成二十五年改正法附則第二百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第五条第八項若しくは平成二十五年改正法附則第二百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされたる平成二十五年改正法附則第二百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第八項又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三条号）第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）、国民年金法第九十七条第一項（第二百三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）及び附則第九条の二の五（国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第一百四十四条の十三第三項及び附則第三十四条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五条、石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第七十七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第五十五条第四項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第七十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及

第一条（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十一
八条の文三見三二限。）、第一回長（也万用略

治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十九年法律第四十九号）の項並びに別表第三都市再開発法（昭和四十五年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八条）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の五、第十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十六条、第六十五条及び第七十八条から第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十五条、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十九、第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十六条、第六十五条及び第七十八条から第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三

及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第五十一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第五十二条（駐車場法第四条の改正規定に限る。）、第五十三条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条）、第五十四条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条の二の改正規定を除く。）、第五十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十六条の改正規定に限る。）、第五十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第五十七条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十七条の改正規定に限る。）、第五十八条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十三条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第五十九条（都市再開発法第七条の四から第十七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定を除く。）、第六十条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第六十一条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第六十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第六十七条、第一百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第六十八条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第六十九条（密集市街地における防火規定に限る。）、第七十条（災街区の整備の促進に関する法律第二十一条、第二十二条、第二百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第二百四十九条（密集市街地における防火規定に限る。）、第二百五十一条（灾害再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定を除く。）、第二百五十二条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）

(施行期日) (平成二十三年八月三十日法律第一〇七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年一月一四日法律第二一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十七条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお從前の例によることとされる規定は、当該各号に定める日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五条、第十七条及び第七十七条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第三中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項

第四十五条

(健康保険の短時間労働者への適用に関する経過措置)
第四十五条 第五号施行日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、健康保険法第三条第一項（同項第九号に係る部分に限る。）の規定は、第五号施行日以降引き続き第五号施行日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

□ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

イ　は口に掲げる同意
　　イ　当該事業主の一又は二以上の適用事業所
　　に使用される四分の三以上同意対象者の四
　　分の三以上を代表する者の同意
　　ロ　当該事業主の一又は二以上の適用事業所
　　に使用される四分の三以上同意対象者の四
　　分の三以上の同意

前号は規定する半衡結合がないとき

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る
税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一
部を改正する等の法律の趣旨にのつとり、同法
附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か
ら、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得
である高齢者又は所得が一定額以下である障害者

て、保険者等(全国健康保険協会が管掌する健康保険にあつては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合をいう。以下この条において同じ。)に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、こ

2 して、この法律の施行の状況等を勘案し基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険

二、その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第四十五条、第四十六条、第五十一条から第五十六条まで、第五十九条、第六十条及び第六十七条の規定 平成二十八年十月一日

定にかかるわらず、健康保険の被保険者としない。
一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所
に使用される通常の労働者（健康保険法第三
条第一項第九号に規定する通常の労働者をい
う。次号において同じ。）の一週間の所定労

び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康

適用事業所をいい、国又は地方公共団体の当該適用事業所を除く。以下この条において同じ。」に使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて同法第三条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により同項（第九号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該

主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該事業所に規定する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ 又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

前項の申出は、附則第十七条第八項の規定により同項の申出をすることができる事業主については、当該申出と同時に行わなければならぬ。第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

第二項ただし書、第五項及び第八項の規定による保険者等（厚生労働大臣に限る。）の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「船員保険法」とあるのは、「若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十六条第六十二条号中「健康保険法」とあるのは、「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第二項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは、「並びに公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第四十六条规定に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは、「並びに」と、同法第四十八条第一項中「健康保険

法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時五十人を超えるものの各適用事業所をいう。

(健康保険の産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置)

第四十七条 第二十五条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第一項に規定する産前産後休業について適用する。

(健康保険の産前産後休業期間中の被保険者の特例に関する経過措置)

第四十八条 第四号施行日前に第二十五条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の第三第一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第二十五条の規定による改正後の健康保険法第五百五十九条の三の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一四年八月二二日法律第六
三号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五十九条及び第六十条の規定(公布の日(障害共済年金が支給される者の特例))

第一百十二条 附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金が支給される者は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の健康保険法第八十八条の規定の適用については、同条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四十一項第一項の規定による障害共済年金(以下この

項及び第五項において、「国家公務員障害共済年金」という。若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第五項において「地方公務員障害共済年金」という）の支給」と、「障害厚生年金の額」とあるのは、「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第五項中「障害厚生年金」とあるのは、「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定

附 則（平成二四年一月二六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一月二六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

六号 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、第一号中健康保険法第一条の改正規定、同法第五十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十五条第一項の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、第一条の規定による改正後の健康保険法附則第五条及び第五条の三(国庫補助率に係る部分に限る。)の規定について、全国健康保険協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十六年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。
(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 健康保険法による保険給付で、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に発生した事故に起因する業務上の事由(第一条の規定による改正前の健康保険法第一条の業務外の事由以外の事由をいう。)による疾病、負傷又は死亡に関するものについては、なお従前の例による。
(政令への委任)
第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定

二 第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定(公布の日罰則に關する経過措置)

第一百五十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄

六十条、第六十三条及び第六十六条の規定
平成二十九年四月一日

(検討)
第二条 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を構築する観点から、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例によることとする。

第十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下この項において同じ。）の資格を取得して、第二号施行日まで引き続きその資格を有する者（平成二十八年四月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が百二十一万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が百二十三万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額とみなして、第五条の規定による改正後の健康保険法（次条及び附則第十八条において「第二号改正後健保法」という。）第四十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、保険者等（健康保険法第三十九条第一項に規定する保険者等をいう。）が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年四月から同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

第十七条 第二号改正後健保法第四十五条第一項の規定は、第二号施行日の属する月以後の月に健康保険の被保険者が受けた賞与の標準賞与額について適用し、第二号施行日の属する月前の月に当該被保険者が受けた賞与の標準賞与額については、なお従前の例による。

第十八条 厚生労働大臣は、第二号改正後健保法第七十条第三項の厚生労働省令を定めようとするときは、第二号施行日前においても、第二号改正後健保法第八十二条第一項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

第十九条 第二号施行日前において、第五条の規定による改正前の健康保険法による傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていた者又は受け取るべき者に係る第二号施行日前までの分として支給される当該傷病手当金又は出産手当金の額については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第二十条 平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる他の経過措置の政令への委任）

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)
附則（平成二九年六月二日法律第五二号）抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第五十三条、第三十六条及び第四十七条から第

四十九条までの規定

二 第一条中介護保険法第百五十二条及び第一百五十三条の改正規定並びに同法附則第十三条を同法附則第十五条とし、同法附則第十二条の次に二条を加える改正規定、第二条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第百五十二条及び第百五十三条の改正規定、平成十八年旧介護保険法附則第九条及び第十条の改正規定並びに平成十八年旧介護保険法附則二条を加える改正規定並びに第五条の規定（健康保険法第八十八条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十四条、第二十五条及び第四十四条の規定

2 平成二十九年度における第二号新健康保険法附則第五条の規定により読み替えて適用される第二号新健康保険法附則第五条の三の規定による全国健康保険協会に対する国庫補助の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第五条の規定による改正前の健康保険法（以下この項において「第二号旧健康保険法」という。）附則第五条の規定により読み替えたられた第二号旧健康保険法第百五十三条第二項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

平成二十九年度における第二号新健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えて適用される第二号新健康保険法附則第五条の規定により読み替えたられた第二号新健康保険法第百五十三条第二項の規定により算定される額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

平成二十九年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額の算定に用いられる全国健康保険協会が拠出すべき健康保険法第七条の第二项に規定する介護納付金のうち同法第三条第

四条第二項の規定による全国健康保険協会に対する国庫補助の額の算定に用いられる全国健康保険協会が拠出すべき健康保険法第七条の第二项に規定する介護納付金のうち同法第三条第

二項に規定する日雇特例被保険者に係るもの（介護保険法の規定による概算納付金に係る部分に限る。）の納付に要する費用の額は、第二号新介護保険法第百五十二条第一項第二号の規定にかかるわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において算定される額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

平成二十九年度における第二号新健康保険法附則第三条から第六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十四条、第二十五条及び第四十四条の規定

号）
附則（平成二九年六月二日法律第五二号）抄
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五

二号新健康保険法」という。）第百五十三条及

び第百五十四条並びに附則第四条の四から第五

条の三まで及び第五条の五の規定は、平成二十

九年度以後の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額について適用し、平成二

十八年度以前の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前

の例による。

（施行期日）
附則（平成二九年六月二日法律第五二号）抄

この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五

二号新健康保険法」という。）第百五十三条及

び第百五十四条並びに附則第四条の四から第五

条の三まで及び第五条の五の規定は、平成二十

九年度以後の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額について適用し、平成二

十八年度以前の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前

の例による。

（施行期日）
附則（平成二八年一二月二六日法律第一一四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
附則（平成二八年一二月二四日法律第一一四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成二八年一二月二六日法律第一一四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

よる改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（附則） 第五条の規定（附則第一条第二号による改正規定に限る。次条において同じ。）による改正後の健康保険法（次条において「第二号新健康保険法」という。）第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の四から第五条の三まで及び第五条の五の規定は、平成二十一年度以後の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額について適用し、平成二

十九年度以前の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前

の例による。

項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第一百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則二十三条中租税約定等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する規定(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の三第一項の改正規定(第七百三条の四第十一項第一号)を「第七百三条の四第十一項第一号」に改める部分に限る)並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

第三百四十九条 第一百三十三条の四の改正規定、第八条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七条の第三項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国国家公務員共済組合法第百十四条の第二項及び第一百四十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第百四十四条の三十三第二項及び第一百四十四条の三十四条の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の健康保険法第四十七条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に健康保険法第三十六条の規定により被保険者の資格を喪失した者について適用し、施行日前に同条の規定により被保険者の資格を喪失した者は、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の健康保険法第九十九条第四項の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して一年六ヶ月を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の健康保険法第九十九条第四項に規定する支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の健康保険法第五十九条の規定は、附則第一条第三号に掲げる

規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に開始する健康保険法第四十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の五、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十二条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定

（検討）

公布の日

ものに限る。以下同じ。)の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症(感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。)への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報(副反応に関する情報を含む。)の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年三月三一日法律第三号)抄

(施行期日)
三 次に掲げる規定 令和六年一月一日
イ 及びロ 略

ハ 第九条の規定並びに附則第二十四条、第六十条から第六十九条まで及び第七十二条から第七十四条までの規定
(罰則に関する経過措置)

る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(政令への委任)

第七十九条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で
定める。

**附 則 (令和五年五月一九日法律第三一
号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第三条中国民健康保険法第七十二条第三
項、第八十二条の二第三項第一号及び第四
項、第八十五条の二、第八十五条の三第三項
並びに第百十三条の二第一項の改正規定、第
六条中高齢者の医療の確保に関する法律第四
条に一項を加える改正規定、同法第六条、第
七条第二項及び第八条第四項の改正規定、同
条第五項の改正規定(第四号に掲げる改正規
定を除く)、同法第九条第二項及び第三項の
改正規定、同条第四項の改正規定(第四号に
掲げる改正規定を除く)、同条第五项、第七
項及び第十項並びに同法第十一条、第十二条
第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、
第十五条、第十六条第三項、第百三十八条第
一項及び第百五十七条の二の改正規定、第七
条の規定並びに第十二条の規定並びに次条第
一項並びに附則第四条、第七条、第八条、第
十二条、第十五条、第十七条及び第十八条の
規定 公布の日

二から五まで 略

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項
の改正規定、第二条中船員保険法第一百五十三
条の十第二項の改正規定、第四条中国民健康
保険法第一百十三条の三第二項の改正規定、第
六条中高齢者の医療の確保に関する法律第百
六十五条の二第二項の改正規定及び第十四条
の規定並びに附則第十九条中私立学校教職員
共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
改正規定、附則第二十一条中地方公務員等共
済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)
第一百四十四条の三第二項の改正規定、附
則第二十四条(第二号に係る部分に限る。)

の規定、附則第二十六条中生活保護法(昭和
二十五年法律第二百四十四号)第八十条の四第
二項の改正規定及び附則第二十九条の規定
の施行に關し必要な経過措置は、政令で
定める。

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応
型の持続可能な社会保障制度を構築するため、受
益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を
図るための更なる改革について速やかに検討を
加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる
ものとする。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし
て、この法律による改正後のそれぞれの法律
(以下この項において「改正後の各法律」とい
う。)の施行の状況等を勘案し、必要があると
認めるときは、改正後の各法律の規定について
検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定(附則第一条第六号に掲げ
る改正規定を除く)、附則第五条第四項において
同じ。)による改正後の健康保険法第二百五十三
条及び第五十四条並びに附則第四条の二、第
五条及び第五条の三の規定は、令和六年度以後
の各年度における全国健康保険協会に対する国
庫補助の額について適用し、令和五年度以前の
各年度における全国健康保険協会に対する国庫
補助の額については、なお従前の例による。

(国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十
条の規定(附則第二条第六号に掲げる改正規定
を除く)による改正前の国家公務員共済組合法
附則第十一条の三の規定、附則第二十一条の
規定(附則第二条第六号に掲げる改正規定を除
く)による改正前の地方公務員等共済組合法
附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二
条の規定による改正前の日本私立学校振興・共
済事業団法(平成九年法律第四十八号)附則第
十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有
する。この場合において、これらの規定の適用
に関し必要な技術的読替えその他これらの規定
に関する必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十八条 附則第三条から前条までに規定するも
ののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措
置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定め
る。この場合において、同項の厚生労働省令で定め
るところにより、同項の厚生労働省令で定め
る事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を
同項に規定する電磁的方法により提供すること
ができる。

(政令への委任)

**附 則 (令和五年六月九日法律第四八
号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
三月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する法律第三
条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の
改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第
十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布
の日

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正
規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ど
も・子育て支援法の一部を改正する法律附則
第四条第一項の改正規定(「施行日から起算
して五年を経過する日」を「令和十二年三月
三十一日」に改める部分に限る。)並びに附
則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する法律第二
条第七項の改正規定(同項中「記載され
る」とされた第四条改正前国保法附則第十条第一項
の規定により支払基金が令和六年度における拠
出金(同項に規定する拠出金をいう。)を徴収
する間、第一条の規定による改正前の健康保険
法附則第四条の三の規定、第一条の規定(附則
第一条第六号に掲げる改正規定を除く)、(附則
第六号に掲げる改正前の船員保険法附則第七条
の規定(附則第一条第一号、第四号及び第六
号に掲げる改正規定を除く)、第六項において同
じ。)による改正前の高齢者の医療の確保に關
する法律(次項及び第八項において「旧高確
法」という。)附則第十三条第二項の規定、附
則第十九条の規定(附則第一条第六号に掲げる
改正規定並びに第五条、第六条及び第八条か
ら第十二条までの規定並びに次条並びに附則
第八条第一項の改正規定及び同法第四十四条の
改正規定並びに第五条、第六条及び第八条か
ら第十二条までの規定並びに次条並びに附則
第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条
から第二十五条まで及び第二十七条の規定
公表の日から起算して一年六月を超えない範
囲内において政令で定める日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

(政令への委任)

第十五条 保険者(健康保険法第四条に規定する
保険者をいう。)は、第五条の規定による改正
後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する
場合において、必要があると認めるときは、當
分の間、同項の規定にかかる職権で、被
保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定め
るところにより、同項の厚生労働省令で定め
る事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を
同項に規定する電磁的方法により提供すること
ができる。

(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号)抄**

(施行期日)

第一条 この附則に定めるもののほか、この法
律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する
経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正
規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ど
も・子育て支援法の一部を改正する法律附則
第四条第一項の改正規定(「施行日から起算
して五年を経過する日」を「令和十二年三月
三十一日」に改める部分に限る。)並びに附
則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する法律第二
条第七項の改正規定(同項中「記載され
る」とされた第四条改正前国保法附則第十条第一項
の規定により支払基金が令和六年度における拠
出金(同項に規定する拠出金をいう。)を徴収
する間、第一条の規定による改正前の健康保険
法附則第四条の三の規定、第一条の規定(附則
第一条第六号に掲げる改正規定を除く)、(附則
第六号に掲げる改正前の船員保険法附則第七条
の規定(附則第一条第一号、第四号及び第六
号に掲げる改正規定を除く)、第六項において同
じ。)による改正前の高齢者の医療の確保に關
する法律(次項及び第八項において「旧高確
法」という。)附則第十三条第二項の規定、附
則第十九条の規定(附則第一条第六号に掲げる
改正規定並びに第五条、第六条及び第八条か
ら第十二条までの規定並びに次条並びに附則
第八条第一項の改正規定及び同法第四十四条の
改正規定並びに第五条、第六条及び第八条か
ら第十二条までの規定並びに次条並びに附則
第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条
から第二十五条まで及び第二十七条の規定
公表の日から起算して一年六月を超えない範
囲内において政令で定める日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

(政令への委任)

第十五条 保険者(健康保険法第四条に規定する
保険者をいう。)は、第五条の規定による改正
後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する
場合において、必要があると認めるときは、當
分の間、同項の規定にかかる職権で、被
保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定め
るところにより、同項の厚生労働省令で定め
る事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を
同項に規定する電磁的方法により提供すること
ができる。

(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号)抄**

(施行期日)

第一条 この附則に定めるもののほか、この法
律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する
経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正
規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ど
も・子育て支援法の一部を改正する法律附則
第四条第一項の改正規定(「施行日から起算
して五年を経過する日」を「令和十二年三月
三十一日」に改める部分に限る。)並びに附
則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する法律第二
条第七項の改正規定(同項中「記載され
る」とされた第四条改正前国保法附則第十条第一項
の規定により支払基金が令和六年度における拠
出金(同項に規定する拠出金をいう。)を徴収
する間、第一条の規定による改正前の健康保険
法附則第四条の三の規定、第一条の規定(附則
第一条第六号に掲げる改正規定を除く)、(附則
第六号に掲げる改正前の船員保険法附則第七条
の規定(附則第一条第一号、第四号及び第六
号に掲げる改正規定を除く)、第六項において同
じ。)による改正前の高齢者の医療の確保に關
する法律(次項及び第八項において「旧高確
法」という。)附則第十三条第二項の規定、附
則第十九条の規定(附則第一条第六号に掲げる
改正規定並びに第五条、第六条及び第八条か
ら第十二条までの規定並びに次条並びに附則
第八条第一項の改正規定及び同法第四十四条の
改正規定並びに第五条、第六条及び第八条か
ら第十二条までの規定並びに次条並びに附則
第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条
から第二十五条まで及び第二十七条の規定
公表の日から起算して一年六月を超えない範
囲内において政令で定める日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

(政令への委任)

第十五条 保険者(健康保険法第四条に規定する
保険者をいう。)は、第五条の規定による改正
後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する
場合において、必要があると認めるときは、當
分の間、同項の規定にかかる職権で、被
保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定め
るところにより、同項の厚生労働省令で定め
る事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を
同項に規定する電磁的方法により提供すること
ができる。

(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号)抄**

(施行期日)

第一条 この附則に定めるもののほか、この法
律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する
経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正
規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ど
も・子育て支援法の一部を改正する法律附則
第四条第一項の改正規定(「施行日から起算
して五年を経過する日」を「令和十二年三月
三十一日」に改める部分に限る。)並びに附
則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する法律第二
条第七項の改正規定(同項中「記載され
る」とされた第四条改正前国保法附則第十条第一項
の規定により支払基金が令和六年度における拠
出金(同項に規定する拠出金をいう。)を徴収
する間、第一条の規定による改正前の健康保険
法附則第四条の三の規定、第一条の規定(附則
第一条第六号に掲げる改正規定を除く)、(附則
第六号に掲げる改正前の船員保険法附則第七条
の規定(附則第一条第一号、第四号及び第六
号に掲げる改正規定を除く)、第六項において同
じ。)による改正前の高齢者の医療の確保に關
する法律(次項及び第八項において「旧高確
法」という。)附則第十三条第二項の規定、附
則第十九条の規定(附則第一条第六号に掲げる
改正規定並びに第五条、第六条及び第八条か
ら第十二条までの規定並びに次条並びに附則
第八条第一項の改正規定及び同法第四十四条の
改正規定並びに第五条、第六条及び第八条か
ら第十二条までの規定並びに次条並びに附則
第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条
から第二十五条まで及び第二十七条の規定
公表の日から起算して一年六月を超えない範
囲内において政令で定める日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

(政令への委任)

第十五条 保険者(健康保険法第四条に規定する
保険者をいう。)は、第五条の規定による改正
後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する
場合において、必要があると認めるときは、當
分の間、同項の規定にかかる職権で、被
保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定め
るところにより、同項の厚生労働省令で定め
る事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を
同項に規定する電磁的方法により提供すること
ができる。

(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号)抄**

(施行期日)

第一条 この附則に定めるもののほか、この法
律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する
経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正
規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ど
も・子育て支援法の一部を改正する法律附則
第四条第一項の改正規定(「施行日から起算
して五年を経過する日」を「令和十二年三月
三十一日」に改める部分に限る。)並びに附
則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する法律第二
条第七項の改正規定(同項中「記載され
る」とされた第四条改正前国保法附則第十条第一項
の規定により支払基金が令和六年度における拠
出金(同項に規定する拠出金をいう。)を徴収
する間、第一条の規定による改正前の健康保険
法附則第四条の三の規定、第一条の規定(附則
第一条第六号に掲げる改正規定を除く)、(附則
第六号に掲げる改正前の船員保険法附則第七条
の規定(附則第一条第一号、第四号及び第六
号に掲げる改正規定を除く)、第六項において同
じ。)による改正前の高齢者の医療の確保に關
する法律(次項及び第八項において「旧高確
法」という。)附則第十三条第二項の規定、附
則第十九条の規定(附則第一条第六号に掲げる
改正規定並びに第五条、第六条及び第八条か
ら第十二条までの規定並びに次条並びに附則
第八条第一項の改正規定及び同法第四十四条の
改正規定並びに第五条、第六条及び第八条か
ら第十二条までの規定並びに次条並びに附則
第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条
から第二十五条まで及び第二十七条の規定
公表の日から起算して一年六月を超えない範
囲内において政令で定める日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

(政令への委任)

第十五条 保険者(健康保険法第四条に規定する
保険者をいう。)は、第五条の規定による改正
後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する
場合において、必要があると認めるときは、當
分の間、同項の規定にかかる職権で、被
保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定め
るところにより、同項の厚生労働省令で定め
る事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を
同項に規定する電磁的方法により提供すること
ができる。

(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号)抄**

(施行期日)

第一条 この附則に定めるもののほか、この法
律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する
経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正
規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ど
も・子育て支援法の一部を改正する法律附則
第四条第一項の改正規定(「施行日から起算
して五年を経過する日」を「令和十二年三月
三十一日」に改める部分に限る。)並びに附
則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する法律第二
条第七項の改正規定(同項中「記載され
る」とされた第四条改正前国保法附則第十条第一項
の規定により支払基金が令和六年度における拠
出金(同項に規定する拠出金をいう。)を徴収
する間、第一条の規定による改正前の健康保険
法附則第四条の三の規定、第一条の規定(附則
第一条第六号に掲げる改正規定を除く)、(附則
第六号に掲げる改正前の船員保険法附則第七条
の規定(附則第一条第一号、第四号及び第六
号に掲げる改正規定を除く)、第六項において同
じ。)による改正前の高齢者の医療の確保に關
する法律(次項及び第八項において「旧高確
法」という。)附則第十三条第二項の規定、附
則第十九条の規定(附則第一条第六号に掲げる
改正規定並びに第五条、第六条及び第八条か
ら第十二条までの規定並びに次条並びに附則
第八条第一項の改正規定及び同法第四十四条の
改正規定並びに第五条、第六条及び第八条か
ら第十二条までの規定並びに次条並びに附則
第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条
から第二十五条まで及び第二十七条の規定
公表の日から起算して一年六月を超えない範
囲内において政令で定める日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

(政令への委任)

第十五条 保険者(健康保険法第四条に規定する
保険者をいう。)は、第五条の規定による改正
後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する
場合において、必要があると認めるときは、當
分の間、同項の規定にかかる職権で、被
保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定め
るところにより、同項の厚生労働省令で定め
る事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を
同項に規定する電磁的方法により提供すること
ができる。

(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号)抄**

(施行期日)

第一条 この附則に定めるもののほか、この法
律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する
経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正
規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ど
も・子育て支援法の一部を改正する法律附則
第四

(子ども・子育て支援納付金の導入に当たつての経過措置及び留意事項)

て、令和五年十二月二十二日に閣議において決定されたことでも未来戦略（次項において「これも未来戦略」という。）に基づき、社会保障負担の額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して内閣府が作成する国民経済計算の体系をいう。以下この項目において同じ。）において同じ。）における社会保障負担の額を他の内閣総理大臣が定める額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。以下この項目において同じ。）の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革（同日の閣議において決定された全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（以下この項目及び第三項第一号において「改革工程」という。）の「医療・介護制度等の改革」の「加速化プラン」の実施が完了する二千二十八年度までに実施について検討する取組（以下この項目及び第三項第一号において「改革工程」という。）の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金（施行日新支援法第七一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金を基づいて行う取組をいう。以下この条において同じ。）の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金を相当する部分を除いた部分に限る。）を徴収することにより当該年度の社会保険料率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度（改革工程の「医療・介護制度等の改革」のうち「来年度（二千二十四年度）に実施する取組」に記載された取組その他の令和五年度及び令和六年度に実施された社会保障制度に関する施策の見直し並びに全世代型社会保障制度改革をいう。次項及び第五項において同じ。）及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

ために必要となる費用については、全世代型社会
保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の
歳出の抑制その他歳出の見直し、消費税法（昭

和六十三年法律第二百八号) 第一条第二項の規定により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法第七十二条の第三第一項に規定する支援納付金公費対象費用(第五項において「支援納付金対象費用」という。)項における財源により賄うものとし、次の各号に掲げる各年度における子ども・子育て支援納付金(当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。)の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を目安とするものとする。

年	額
令和八年度	おおむね六千億円
令和九年度	おおむね八千億円
令和十年度	おおむね一兆円

政府は、第一項の全世代型社会保障制度改革を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

一 改革工程において令和十年度までに実施の検討を行うこととされている取組については、当該年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策の検討及び決定を行い、全世代が安心できる社会保障制度を構築し、これを次の世代に引き継ぐことを旨として、着実に進めること。

二 前号の予算編成過程における検討に当たっては、社会保障サービスの生産性の向上、質の向上及び提供体制の効率化、能力に応じて全世代が支え合う仕組みの構築、高齢者の活動促進及び健康寿命の延伸等の観点を踏まえつつ、人口動態の変化に対応し、全世代が安心できる社会保障制度を構築することを旨として、それまでに実施した取組の検証等も含め、制度、事業等の在り方について、幅広い検討を行うこと。

三 前項の規定の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体の歳出の継続的な抑制に資するものとなるようすること。

(附則第四十九条において「新健康保険法」

（国庫補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）

第七条の規定（附則第一条第五号へに掲げる改正規定に限る。）による改正後の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第三号に掲げる費用のうち、同号に定める国の負担金をもつて充てる部分の額

一 第八条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この号において「新国民健康保険法」という。）第七十条第一項の規定による國庫負担金、新国民健康保険法第七十二条第一項の規定による調整交付金及び新国民健康保険法第七十二条の二第一項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第一百三十三条第二項第二号の二に掲げる費用のうち、同号に定める地方公共団体の負担金をもつて充てる部分の額

五 高齢者の医療の確保に関する法律第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担を行ひ、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目標として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(子ども・子育て支援金率の範囲を政令で定めるに当たっての留意事項)

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。